

令和2年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和2年9月29日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

須見委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 県立学校生通学時における「新しい生活様式」導入推進事業に係るアンケート結果について（資料1）
- コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査について（資料2）
- 第2回・3回「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会」会議概要について（資料3）

榑教育長

教育委員会に関する事項につきまして、3点、御報告を申し上げます。

1点目は、県立学校生通学時における「新しい生活様式」導入推進事業に係るアンケート結果についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

県教育委員会では、7月22日から県内4区間において臨時通学バスを運行し、127名の生徒が利用しているところですが、この臨時バス運行に関しまして、利用生徒、その保護者に加え、学校、JR四国にアンケート調査を実施しましたので、その結果を御報告いたします。

5、アンケート結果概要でございますが、（1）にあるとおり、利用生徒は①大変思う、②まあ思うを合わせて98パーセントが臨時通学バスにより、通学がより安全になった、82パーセントが感染症対策の意識が高まった、98パーセントが今後もバスを利用したいと回答しています。

（2）の保護者につきましても、同様の結果となっております。

（3）にあるように、学校からはバス利用者の安全確保に加え、混雑の緩和によるJR利用生徒の感染リスクの軽減、学校の感染予防対策の啓発等にも効果があるといった評価する意見が寄せられているところです。

JR四国からは、（4）にあるように、JRの混雑緩和に一定の効果があり、またJRとしても3密回避対策、消毒等の徹底に努めるとの回答があったところです。

このような調査結果も踏まえ、県教育委員会といたしましては、本事業において10月末までの運行予定としておりました臨時通学バスを2月末まで継続延長してまいります。

加えまして、さきの本会議において御論議いただきましたとおり、6月のJR利用実態

調査において、混雑状態にあるもののバスの待機場所、降車場所の確保が課題となり未運行であったＪＲ鳴門線の鳴門方面について、この度、確保の目途が立ったことから、板野駅から撫養駅までの間において、早急に準備を整え、11月から新たに臨時通学バスを運行してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒の安全安心の確保を第一に考えるとともに、持続可能な対策を進め、ＪＲ四国や各学校など関係機関との連携協力により、引き続き創意工夫を凝らしてまいります。

2点目は、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査についてでございます。

資料2を御覧ください。

この調査は、さきの事前委員会において、児童生徒のコロナ疲れにより、いじめをはじめ様々な影響が出ることが危惧されることから、実態を把握する必要があるのではないかと御提言を踏まえて行ったものです。

まず、調査は、54名のスクールカウンセラーに対し、令和2年4月から8月末までのコロナ禍に係る相談内容についてアンケートを実施いたしました。

その結果、新型コロナウイルス感染症に関係していると思われる相談は254件であり、新型コロナウイルス感染症以外も含む全体の相談件数は2,612件でありましたので、全体に占める割合は9.7パーセントでございました。

主な内訳といたしましては、登校への不安に関するものが123件、次いで感染への不安など心身の健康に関するものが48件、学習・進路に関するものが33件となっております。

現段階では、新型コロナウイルス感染症に係る相談の中には、いじめに関するものは見受けられませんでした。2の（2）に記載のとおり、相談の内容から、長期の臨時休業による生活習慣の乱れや心身の不調により登校することへの不安を訴える内容が目立つなど、児童生徒の生活への新型コロナウイルス感染症の影響が見て取れる状況となっております。

今後の対応といたしましては、児童生徒の心の状態をより具体的に把握するため、児童生徒、小学校6年生、中学校1年生、高校1年生で各800名程度、教員120名程度を対象にしたアンケートを10月中に実施いたします。

さらに、各調査結果について学校と情報共有を行うとともに、SNSによる相談窓口等の再度の周知徹底を図ってまいります。

あわせて、スクールカウンセラーによる心のケアやスクールソーシャルワーカーとの連携強化に取り組むことにより、学校における子どもたちへのきめ細やかな対応を支援してまいります。

3点目は、第2回・3回「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会」会議概要についてでございます。

お手元にお配りしております資料3を御覧ください。

7月20日及び8月27日に開催されました第2回、第3回会議において、検討委員会委員から出された意見について御報告させていただきます。

まず、4の（1）特別支援学校における新たな教育内容については、障がいのある方の職域の拡大に向け、オンラインショップやテレワークなどICTの活用を積極的に進めて

いただきたいなどの御意見を頂きました。

次に、（２）新たな教育内容を支える教育環境整備については、宿泊施設や入浴施設等を備える特別支援学校においては、防災機能の強化に向けた施設の充実をお願いしたいといった御意見を頂きました。

続いて、（３）国府支援学校の在籍者数予測については、委員の専門的な見地から、今後しばらく在籍者数の増加傾向が続く可能性が高いとの見解が述べられました。

最後に、（４）国府支援学校の機能強化については、校舎の老朽化、狭あい化への対応に加えて、地域の方と接するコミュニティスペースや多目的で自由度の高い作業室の設置、食品加工や農福連携の担い手を育てる施設の充実を図るべきといった御意見を頂きました。

第４回の検討委員会では、これらの御意見を踏まえつつ、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会における中間報告書案について、具体的な御協議を頂く予定としております。

報告事項は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

私から何点かお尋ねいたします。

まず、今、教育長から御報告をいただきましたけれども、コロナ禍における児童生徒の心の状態に関する実態調査についてであります。

事前委員会において、私から児童生徒の心の状態の実態把握をするべきだと、とりわけバーンアウト対策として踏み込んだ調査をするべきだということで申し上げました。

今回スピード感を持って対応していただいたということに対しては、心から評価したいと思います。

全体的なことは先ほど教育長から御説明を頂いたところでありますが、県教育委員会として今回の結果をどのように受けとめておられるのか、まずはお伺いしたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、この結果をどのように受け止めているのかということでの御質問がございました。

新型コロナウイルスが関係している相談、背景にあると思われる相談や臨時休業長期化の影響による相談も含めて254件、先ほども説明がありましたが、全体の相談件数の9.7パーセントとなっております。内訳で見ますと、特に登校への不安は新型コロナウイルスが関係している相談件数の約半数、123件を占めている状況でございます。

相談内容によりますと、臨時休業が長期化したことによる生活習慣の乱れや環境が変化

したことに対応しきれず登校への不安へとつながっているものと思われます。

不登校傾向のある子供へのきめ細やかな支援とともに、未然防止、早期発見、早期対応が重要であると考えております。

山西委員

この調査結果を受け止めて、今後どのように対応していくおつもりなのか、具体的に御答弁いただきたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、この結果を受け止めどのように対応していくのかという御質問を頂きました。

今回の調査を受け、まずは子供の心の状態を学校と情報共有したいと考えております。それとともにSNSによる相談窓口等の周知徹底を図っていく、また併せてスクールカウンセラーによる心のケアやスクールソーシャルワーカーとの連携強化に取り組むことにより、学校における子供たちへのきめ細やかな対応を支援したいと思っております。

また、学校においては、学校が楽しくやりがいのある場所でなくてはならない、分かる授業を実践し、安全安心が保障された環境づくりを行う、制限がある中でも魅力ある行事を実施するなどの取組が大切であると考えております。

昨年度、県いじめ問題等対策審議会におきまして、教職員の研修用として作成した不登校対策リーフレットを積極的に活用するよう、再度各学校に対して周知徹底を図りたいと考えております。

このリーフレットには、きづく、よりそう、つなぐをキーワードとして、未然防止、初期対応に役立つ内容となっておりますので、是非活用していただきたいと思っております。

山西委員

児童生徒等に対してもアンケート調査を実施するという事で、抽出調査をするということでもあります。

限られた時間で調査をするためにはまともな選択だと思いますが、この抽出校をどのように選んでいくのか、また今後の具体的なスケジュールについても併せて御答弁いただきたいと思います。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま山西委員から、抽出調査の抽出校をどのように選んでいくのかということと、どのようなスケジュールで行うのかという御質問がございました。

抽出校につきましては、例えばどこか東部に固まるとかということなく、地域性やバランスを考えていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、10月中に実施し、11月に取りまとめを行い、11月議会の当委員会で報告したいと、そのような予定でいきたいと考えております。

山西委員

私はこの踏み込んだ調査を評価しております。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、変形労働時間制についても確認しておきたいと思います。

令和元年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部を改正する法律が公布されまして、令和3年4月から教員が休日のまとめ取りを行うことができる、1年単位の変形労働時間制の適応が可能になるというふうに伺っております。

まずは、この制度の趣旨について伺いいたします。

小倉教職員課長

1年単位の変形労働時間制の趣旨でございます。

文部科学省の調査によりますと、夏休み等は教員の業務時間が学期中より短くなる傾向にあるということが判明しております。

ただいま御質問いただきました1年単位の変形労働時間制は、この長期休業期間に教員が休日を連続してまとめ取りすることができるよう、条例の定めるところによりまして柔軟な勤務時間の割り振りを可能とする制度になっております。

山西委員

仮に、県が条例を制定したら、全ての教員が一律に適用されるのではないかという不安が私の耳にも届いているところではありますが、この点はどのようになっているのでしょうか。

小倉教職員課長

御質問の件ですが、一律には適応されません。

1年単位の変形労働時間制は、飽くまでも勤務形態の新たな選択肢を増やすことを可能にするものでありまして、この制度の導入が勤務形態の変更を強いるものではございません。

活用するかどうかは、学校の年間スケジュール、教員の育児や介護の有無、休日をまとめて取ることが可能かどうか、そういった個々の事情を踏まえて、最終的には学校において判断されるものとなっております。

山西委員

ということは、一律に適用されるものではなく、その活用については各学校が個別に判断をされるものというふうに理解いたしました。

各学校が様々な働き方を選べる状態にしておくこと、つまり県としては条例を制定しておくこと、その判断ができるようにその制度が使えるようにしておくことが極めて重要だと私は考えております。

条例制定の見通し、スケジュール感について伺いたいのが一つ、それから市町村立学校、いわゆる小中学校の教員については今回どのようになるのかという点についてもお

伺いたいと思います。

小倉教職員課長

条例制定の件でございますが、一般の市町村立小中学校の県費負担教職員につきましては、県の条例規則等を整備することによりまして、市町村教育委員会や学校の判断で活用が可能となります。

条例の整備につきましては、文部科学省の省令や指針といったものの改正趣旨を踏まえ、また山西委員から頂きました御質問を受けまして、担当課長の私としては制度の活用ができるよう前向きに検討を行ってまいります。

しかしながら、申し訳ありませんが、スケジュールを含めた詳細については現在まだ検討中ということで未定でございます。

山西委員

現在は検討中ということであります。

先ほどの市町村の学校については、やはり県が条例を作らないと市町村の小中学校の先生方も選ぶことができない、まずは県が条例を整備して選ぶことが可能なようにしておくことが必要ではないかという意味で、早期の条例制定を求めたいと思います。

給特法については、私も様々な課題があると思っておりますが、歴史的経緯を踏まえると、今回の変形労働時間制の導入は半歩前進したのではないかと考えています。

県教育委員会には法律の施行日を念頭にしつつ、適切な判断をお願いしておきたいと思います。

今回、二つポイントがあるのではないかと私は思っておりまして、一つはこの変形労働時間制の導入と働き方改革を徹底的に進める、そうしないと変形労働時間制を導入しても効果が発揮されないと思っていますので、働き方改革を全力で更に推し進めていただきたいということ。

もう一つ、この変形労働時間制を正しく理解しないと、幾ら制度があってもうまく使いこなすことができないのではないかというふうに思っていますから、とりわけ現場の先生方、特にマネジメントする側である管理職の先生方がこの制度を十分に把握、理解できるように、あるいは働き方改革の意識を高められるように、しっかりと取り組んでいただきたい。そのことを指摘しておきたいと思います。

それから、先ほど働き方改革についても申し上げましたが、働き方改革についても何点かお尋ねいたします。

事前委員会の中で、県立学校の教員の時間外業務の状況についてもお伺いしました。

直近の8月のデータも出てきているのではないかと思いますので、まずはこの県立学校教員の時間外業務の状況について、それから平均時間、国が定めた条件である月45時間以上の時間外勤務をした教員の割合についてもお尋ねしたいと思います。

長町教育次長

ただいま山西委員から、教員の時間外在校等時間の状況について御質問を頂きました。

事前委員会の際にも少し触れましたが、3月から5月の臨時休業中には1か月一人当た

りの平均時間は10時間強でございましたが、6月には30.2時間、7月には27.1時間、そして8月は17.8時間ということでもございました。

昨年8月から出退勤システムを導入いたしましたので昨年8月の記録もございまして、昨年8月は13.8時間ということになっておりますので、この8月は昨年と比べて4時間ほど増加したということになっております。

また、45時間以上の時間外勤務をした教員の割合ということでもございますが、6月は25.7パーセント、7月は20.6パーセント、8月は11.3パーセントでございました。昨年8月は7.4パーセントということで、こちらも増加しているということでもございます。

これは、今年夏休みが削減されたということ、また学習の遅れの取り戻しや部活動もこの8月から再開されたということですのでけれども、昨年の8月は部活動は本格的に各種大会への参加や県外遠征なども積極的に行っていたところです。

そういうことも勘案しますと、時間数以上に働き方は少し厳しくなったのではないかと考えております。

山西委員

様々な事情があったにせよ、おおむね残業時間が増えている傾向にあると思います。

平成30年11月に、とくしまの学校における働き方改革プランというのを策定されておりますが、ちょうど私が平成30年9月の本会議において質問させていただいて、当時の教育長からは、このプランを立てて3年間集中改革期間として取り組むという大変意気込みの強い答弁を頂いたことを記憶しております。

この計画の中で、2020年までに時間外勤務を25パーセント削減するという大きな目標を立てていて、その時、私は大変評価しました。

今年で3年目を迎えるわけでありますが、この25パーセント削減という目標を達成できる見通しであるかどうかお伺いします。

長町教育次長

25パーセントの削減に関する御質問でございます。

小中学校の時間外の在校等時間の調査については、毎年10月に全市町村を対象に抽出により調査しておりまして、平成29年度を基準年といたしまして、今年度25パーセント減を目指すということでもございます。

まず、小学校に関しまして、平成29年度は56時間、昨年度の令和元年度は53時間ということで、5.4パーセントの減少ということになります。中学校に関しまして、平成29年度は83時間、昨年度の令和元年度は70時間ということで、15.7パーセントの減少ということになっています。

なお、県立学校につきましては、平成29年度は14時間でございましたが、昨年度から出退勤システムを導入いたしましたので、より正確に分かるようになったということで、昨年度は26時間ということで、85.7パーセント増加ということになっております。ここは調査の方法が変わったということもございます。

ということで、今年度に関しましても過去3年間と同様、10月に同じ方法で調査をすべく、既に市区町村へ依頼をしているところでございます。この結果につきましては、また

11月の議会において報告をさせていただきたいと考えております。

中学校については15.7パーセントの減、そのまま減っていきますと25パーセントが達成できる可能性もあると考えております。

ただ、新型コロナウイルスの対応など違う側面も出ておりますので、そこは我々も十分に注視して検討していきたいと考えております。

山西委員

後退しているわけではないと思いますが、やはりこの25パーセント削減というのは飽くまでも目標でありますけれども、小学校、中学校、高校、いわゆる県立学校、トータルで見ると、もちろん新型コロナウイルス感染症の影響もあったと思いますが、今回この年度末において達成するのは少し難しいのではないかと私は考えております。

まだ10月にデータがこれから出てくるということではありますが、認識としては非常に厳しいという認識でよろしいですか。

長町教育次長

いろいろな取組を行ってきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症という新たな状況の変化もございますので、やはり少し難しい可能性もあると考えております。

山西委員

そうしたら、働き方改革プランをまとめて私も何度も読ませていただいておりますけれども、今回このプランを受けてどういう成果がこの間あったのか、それから課題は何なのか、そのあたりをどのように分析されているのか御答弁ください。

長町教育次長

成果と課題ということに関する御質問でございます。

この働き方改革プランに基づきまして、市町村教育委員会と連携の下、我々としてはできることから取り組んできたところでございます。

具体的には、職員の意識改革として、管理職を対象とした働き方改革に関する研修の実施や夏季休業中の年次有給休暇の取得促進に向けた年次有給休暇の運用の変更、更には出退勤管理システムの導入などがございます。

また、教員の負担軽減を図るために教職員研修の抜本的な見直しや勤務時間外における自動オートメッセージによる電話対応、令和3年度には県内の公立小中学校にも統合型校務支援システムの導入を予定するなど、業務の縮減や改善にも取り組んでおります。

さらに、外部人材を活用したスクール・サポート・スタッフや部活指導員の配置など、人的サポートの強化を図ることで働きやすい環境づくりにも努めてきたというところでございまして、徐々にではございますが、さきの時間数のように一定の成果が出たと考えております。

今後の課題ということでございますが、先ほどもございましたように、まずは新型コロナウイルス感染症によりまして大きな状況の変化が起こっております。

それから、このプランを策定した時にはまだなかったのですが、いわゆる給特法

が改正されまして、先ほどの変形労働時間制の導入の可能性であるとか、また指針によりまして時間外の在校等時間、上限が月45時間とか、年間360時間というふうに国のほうで目安として設定されているところでございます。

さらに、部活動についても在り方ということで、新たな国の動きが起こってきたところでございます。

こうした新たな課題、これらを勘案いたしまして、今後より積極的に働き方改革に取り組んでいけるよう進めてまいりたいと考えております。

山西委員

この3年間、教育委員会としてできることはやったと、私もそのように評価をしておりますが、これから次のステップに行くときには、ある種、これまで聖域と言われてきたかも分かりませんが、部活動の在り方や学校現場にある程度踏み込んだ改革をやっていないと、この25パーセント削減という大きな目標を達成するのはやはり非常に難しい。

今回、私は教育委員会でやるには限界を感じておりますので、次のステップに向かって更に進めていただきたいと思います。

それから話は変わりますが、特別支援教育についてもお尋ねいたします。

学校において特別支援が必要な児童生徒の状況についてお伺いします。

特別支援学校、特別支援学級、通級指導の3種類があると思いますが、それぞれどのような推移になっているのか、まずは数字をお伺いしたいと思います。

猪子特別支援教育課長

特別支援教育を受ける児童生徒数の推移についての御質問でございます。

特別支援教育は、今、山西委員がおっしゃったように特別支援学校、特別支援学級、通級による指導と、この三つが代表的な場として設定されております。

この三つの場で学ぶ児童生徒の数でございますけれども、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、それぞれ増えてきているということで、特別支援教育の統計データを示しておる平成25年度にこの三つの場で学ぶ生徒の総数は3,178名でございました。これが、令和2年度には4,224名、この8年間一貫して増加傾向を示しております。

特に特別支援学級の児童生徒の増加が大きく、平成25年度には1,693名でございました。これが令和2年度には2,708名と、8年間で約1,000名増加しております。

山西委員

全体の子供の数が減ってきているという分母が減ってきている一方で、全体の傾向として特別支援が必要な児童生徒は増えてきている、特にいわゆる特別支援学級の部分が増えてきているというような答弁であったかと思います。よく分かりました。

全ての子供たちの個性を伸ばすことが極めて重要だと、そのためにもハード、ソフト両面で特別支援を必要とする児童生徒をしっかりと受け入れることができる環境が極めて求められていると思っています。

これからは新たな時代、ダイバーシティという言葉も出てきた。今はSDGsの考え方も世界のスタンダードであります。

そんな中で、今後の特別支援教育をどのように充実、発展させていくのか、先ほど教育長から新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会の中間報告の話も頂いたところでありますが、この検討委員会の内容も踏まえて、担当課として今後どう進めていくのか具体的に御答弁いただきたいと思います。

猪子特別支援教育課長

今後の特別支援教育の在り方について、どのような展望で進めていくのかという御質問でございます。

特別支援教育が目指す最終のゴール、これについては特別支援学校だけでなく小中高等学校も含めまして、全ての学校で学ぶ障がいのある児童生徒がそれぞれの個性を輝かせて活躍できるようなダイバーシティ社会、今、委員が御指摘されたとおり、正にそのダイバーシティ社会というのを実現することが目指すべきゴールと考えております。

その中でも、特別支援学校というのは地域の小中高等学校に対する特別支援教育のセンターとしての役割がございます。

今回御報告させていただきました、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会でございますが、これについては、今、県立の特別支援学校が11校ございますが、この特別支援学校についてそれぞれがダイバーシティの先導モデルとしての機能を強化していく、これを図るために数多くの御意見を頂いているところでございます。

県教育委員会といたしましては、ファーストステップといたしまして、この在り方検討委員会で頂いた御意見をまずは各特別支援学校で実現していくと。そして、各学校がその学校が位置します地域のダイバーシティのモデルとなっていけるように取り組んでまいりたいと思います。

さらに、各特別支援学校が持つセンター的機能を通じまして、取組を近隣の小中高等学校に拡大して、それぞれの地域がダイバーシティの理念を実現していけるようにしっかりと進めてまいりたいと考えております。

山西委員

これは私の感想ですが、今回、榊教育長が御就任されたことが大変嬉しかったのです。

それは、榊教育長は特別支援のある種スペシャリスト、専門家で、こういう方が徳島県の教育行政のトップに立った。つまり、その言わんとするところは、特別支援にこれから力を入れるのだということの表れだというふうに私は思っております。

ですから、榊教育長をリーダーにして、これからこの特別支援にしっかりと力を入れて、全ての子供たちの個性をしっかりと伸ばす環境を整えていくと。これに骨を砕いていただきたいという私の思いでありますから、是非、担当課長には気合を入れてよろしくお願いしたいと思います。

最後に、台風時の休校の判断について尋ねます。

台風10号が徳島県に接近した今月7日の朝、大雨が降る中で多くの学校は休校や授業時間を遅らせる、開始を遅らせる措置がとられたということではありますが、一部の学校では通常どおりとの判断がなされ、激しい雨の中を登校する子供たちが危険でないかとの指摘が地元紙でも挙がっております。

私も、休校の有無だけでなく、地域事情も踏まえもっと慎重に判断すべきではなかったかなというふうにも考えております。

そこで、そもそも休校の判断はどのように行っているのか、また今回の指摘を踏まえ、今後どのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま山西委員から、休校の判断はどうしているのかということと、これからどのようにしていきたいかという質問を頂きました。

県教育委員会としましては、各市町村教育委員会や県立学校に対しまして暴風警報が発表された場合は臨時休業とする、大雨警報及びその他の警報については地域の事情によって学校長が判断すると通知しているところではありますが、児童生徒の安全確保のために各学校区の気象条件や学校の状況に応じまして柔軟な対応をとるように、市町村教育委員会を通して小中学校に指示してまいりたいと考えております。

具体的に言いますと、登校が危険であると学校長が判断した場合は臨時休業や始業時間を遅らせる措置をとるとか、登校時に危険が予測されると保護者が判断した場合は自宅待機とし、出席の取扱いにも十分配慮するという通知も出していきたいと考えております。

山西委員

もちろん、学校長が判断されて通常どおり学校をするという判断があったとしても、先ほど御答弁いただいたように、例えば自宅の周りが浸水しているとかいろいろな事情があるでしょうけれど、そういう状況になれば、ちょっと今行かせるのは危険だということで、保護者が学校に連絡すれば柔軟な対応ができるということで御答弁いただいたかと思います。

そういうことも含めて、学校と保護者に対して、しっかりと情報共有をしておくことも重要ではないかと。通常どおり学校がありますよと言われたからといって、全員がどういう手段を使ってでも行かなければいけないというわけではないということを、改めて学校、保護者間で共有していただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま山西委員から、学校と保護者との情報共有ということで御指摘を頂きました。

各学校におきましては、年度当初に暴風警報などの警報が発令された場合の対応について通知を出しているところではありますが、年度当初だけになります。

しかし、災害が起こりそうなときには、特に台風の前などは予測することができますので、その都度各学校におきましては、子供たち、また家庭にこういう対応をしていくことができるということを知らせていきたいと考えております。

山西委員

昨今、気象状況の急激な変化、急に大雨が降ったり、急に風が吹いたりということが多々見受けられますので、これからは柔軟な対応をしっかりとしていけるような体制づくりに取り組んでいただきたいと思いますということをお願いして、私の質問を終わります。

井下委員

私からはＪＲのことについてお伺いしたいと思います。

先日の本会議における一般質問でもお伺いしたのですが、先ほども教育長から報告がありました、板野駅から撫養駅までの間において新たに11月から臨時バスを運行するということでした。運行期間が延びるというのは、元々お願いしていたので大変感謝しております。

鳴門方面の運行を増やす理由についてといたしますか、詳細を教えてくださいませんか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

井下委員から、鳴門方面の運行を増やす理由についてということで質問がありました。

県教育委員会では、令和2年6月8日時点で、ＪＲを利用する県立学校生を対象にＪＲ利用状況調査を実施いたしました。この調査におきまして、生徒が100人以上乗車している列車の区間のうち、バスの運行が可能な区間から臨時通学バスの運行を行っているところでは、

鳴門方面につきましては、さきのＪＲ利用実態調査におきまして生徒167人が乗車しており、混雑状態であるとの認識でございましたが、鳴門板野方面はどの駅前も大型バスの乗り入れが難しく、バスの待機場所の確保が課題となっており運行できておりませんでした。

この度、板野駅周辺の民間商業施設の御協力を頂けることになりまして、バスの待機場所の確保のめどが立ったことから、板野駅から撫養駅までの間において早急に最終の調整を行い、11月から新たに臨時通学バスを運行してまいりたいと考えております。

井下委員

今、板野駅から撫養駅における運行を調整されているということで御答弁いただいたのですが、現時点で言える範囲でいいのですが、もう少し場所とか教えていただけますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

井下委員から、もう少し詳しい情報をという質問を頂きました。

現在、臨時通学バスは板野駅周辺のダイレックス板野店の駐車場から鳴門高校までの区間を運行する方向で調整を行っております。

対象は板野駅方面から撫養駅、鳴門駅間をＪＲを利用して通学している鳴門高校生を予定しており、現在、学校において利用希望生徒を調査しているところです。

時間帯については、板野駅周辺を7時35分頃に出発する予定です。

井下委員

6月に当初11路線が混雑で上がってきておりまして、最初は全部やったらいいのではないかと思ったのですが、バスの乗り入れとか、その時は気付かなかったのですが交通事情によってはなかなか時間に着かないという路線もあるそうで、今回4路線になりますけれども、いろいろと精一杯対応していただいたのかなと思っております。

また、先ほど頂いたアンケートの結果を見ても皆さんに好評でして、個人的に大変良かったと本当に思っております。

現時点で構いませんので、取りあえずこの2月末までの運行なのですが、3月以降というのは何か考えていらっしゃるのかどうかお聞きします。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

井下委員から、3月以降の運行についてという質問を頂きました。

ほとんどの県立学校におきましては、3月1日に卒業式を実施し、3月は3年生が通学しなくなってJRを利用している生徒数も減少することが想定されていますので、臨時通学バスの運行は2月までとしております。

県教育委員会としましては、現在の臨時通学バスの運行という手法が、財源面からみても必ずしも持続可能な手法であるとは考えていないところです。

今年度は2か月半に及ぶ臨時休業が行われたという特別な事情を考慮して、今年度の学びを保証するために最大限の対策を講じてまいりたいと考えているところです。

通学時におけるマスクの着用、車内での会話は控える、下車後の手洗い、手指消毒の実施など、新しい生活様式が定着しつつあると考えておりますので、来年度に向けましては、まずはJR四国に車両増結の継続を要望する、そして各学校におきましては早朝補習などの実施による時差登校の更なる推進などを検討していただきまして、今後、3月以降どうしていくのかということを慎重に検討してまいりたいと考えております。

井下委員

アンケートの結果が好評過ぎて、やめるにやめられないような感じがしたのですけれど、昨今、新型コロナウイルス感染症の状況とか経済活動との両立というところで、新型コロナウイルス感染症に対する新しい生活様式の取り入れも含めて、段々と感覚も変わってきております。

ずっとお願いしてきた立場ではあるのですが、今おっしゃっていただいたみたいに、ずっと続けていくというのはなかなか非現実的な気もするのです。やはりどこかのタイミングで区切っていかなければいけないのかなと思っております。それが一つは2月末なのかなとは思いますが、もしかしたらそのときの状況によってはということになるかもしれません。

しかし、今回、大変好評な事業でしたので、また6月に急ぎよお願いして今までこれだけ動いていただいて、県教育委員会のほうでこういうことというのは今まであったかどうか分からないのですが、是非、今回得たノウハウとかをいろいろなことに生かしていただきたいと思っております。

本会議でも言わせていただいたのですが、これから新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザの時期にもなってきます。そんな中、仮に濃厚接触とかになると2週間、陰性でも子供たちの時間が取られてしまいます。

そんな中、受験や就活に大きな影響を及ぼしてしまいますので、できるだけいろいろな所でいろいろな企業や大学のほうにもしっかりとアプローチをしていただいて、子供たちの機会をなくさないように併せてお願いして、こちらに関しては質問を終わらせていただき

ます。

次に、先ほど山西委員からも質問があったのですが、私も一般質問の中でコロナ禍における学校の働き方改革について質問をさせていただきました。

この中で、平成30年に策定した、とくしまの学校における働き方改革プランに基づいて、多忙化解消の取組を推進してきたとの御答弁を頂いたのですが、このプランについて、期間はいつからいつまでか教えていただけますか。

長町教育次長

ただいま井下委員から、働き方改革プランの計画期間についての御質問を頂きました。

この、とくしまの学校における働き方改革プランは、平成30年11月に策定されまして、その計画期間は平成30年度から令和2年度までとなっております。

井下委員

ということは、今年度が最終年度ということですね。

令和3年度以降もこれを継続されるのかどうか、お伺いします。

長町教育次長

働き方改革プランの今後についての御質問でございますが、今年度が最終年度ということで、現在、来年度からの新しいプラン策定に向けまして、県教育委員会内に働きやすい職場づくり推進委員会を設置いたしまして、現行プランの改定作業に入ったところでございます。

新たなプランがより実効性を伴うよう、コロナ禍における社会環境の変化はもとより、在校等時間に対する国の方針等についても十分に踏まえた内容にしたいと考えています。

井下委員

先ほど山西委員からの質問にもあったのですが、今後この働き方改革プランを作っていくに当たって、当初25パーセント削減の話もございました。

そんな中で、今回コロナ禍になりまして、いろいろと本会議でも、スクール・サポート・スタッフや徳島の学びサポーター、部活動指導員といった外部からのサポートの部分というのが何種類か出てきたのですが、今の状況について、この辺を教えていただけませんか。

小倉教職員課長

井下委員より、徳島の学びサポーター、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の実績についてということで、前の二つを担当しておりますので御説明いたします。

まず、スクール・サポート・スタッフですが、6月補正でお認めいただいた追加予算、当初予算を含めまして、現在、各市町村で34名のスクール・サポート・スタッフが配置見込みとなっております。実際に配置されているところもございます。

また、学習指導員、徳島の学びサポーターでございますが、県立高校と特別支援学校、あとは市町村立小中学校、合わせて約120校程度に、人数は延べになりますが約170名程度

の人員の配置を行うことになっておりまして、大変好評を頂いているところでございます。

吉岡体育学校安全課長

部活動指導員の配置状況について御説明させていただきます。

令和2年度、部活動指導員は13市町で31名が中学校におきまして、部活動の指導をしています。

井下委員

今、170名と御説明いただいたのですが、これは確か予算を組んで今回やってもらったのですけれども、予算を大体フルに使って170名かどうか教えてください。

小倉教職員課長

予算と配置人数の関係ですが、ほぼ予算を使い切りそうな見込みになってございます。

市町村からの申請と、市町村のほうで働き手、人員を探していただいた状況もございまして、そういったところはなるべく御希望どおりに付けたいというところでもありますし、県教育委員会が人を探しまして配置したところもございます。

予算の兼ね合いから、現時点では全て希望どおり付いておらず、若干の圧縮をしていたりしておりますが、引き続き、現在のこの予算をフル活用して支援に当たってまいりたいと考えております。

井下委員

ということは、こちらの事業に関しても大変好評だということで、是非働き方改革の意味合いを込めて、こちらの予算も増やして対応していただきたいと思っております。

というのも、先ほど部活動指導員のこともございました。やはり、小中学校はまだ今年の分が出てきていないのですが、残業で非常に長時間、ちょっとやそつの改善ではなかなか難しいのではないかとというくらい労働時間をオーバーしております。

その主な原因というのが、これは個人的な意見になるかもしれないのですが、やはり部活動というのが、中学校においてかなりのウエイトを占めているのではないかと、この部活動の在り方自体も今後見直していかなければならないのではないかと考えているのです。

その上で、部活動指導員だけでなく、先ほどのスクール・サポート・スタッフ、学びのサポーターも併せて、今後どのように取り組んでいくのかということと、これからどういうふうな配置でいくのか、ここについて伺います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま井下委員から、今後の部活動の在り方、それから部活動に対する教育委員会の考え方等について御質問を頂きました。

部活動に関しましては、教科学習とは異なる集団での活動を通じまして、人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる貴重な教育の場であると考えております。

一方、教員の長時間労働の要因であったり、指導経験のない教員にとっては多大な負担

であるということも承知しております。

これまで、部活動ガイドラインを県教育委員会、それから全ての市町村教育委員会、並びに全ての中学校においてそれぞれ作成しまして、週に2日以上の子休養日の設定であったり、平日の活動を2時間程度とするというような取組を実施してまいりました。

国におきましても、今後、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革というものを進めるということになっております。

具体的な内容については、まだ不明でございますけれども、その中では休日の部活動の段階的な地域移行でありますとか、合理的で効率的な部活動の推進というようなことがうたわれております。

今後も国の動向をしっかりと注視しながら、県としても対応していきたいと考えております。

井下委員

今、31名の部活動指導員が県内にいるということなのですが、感覚的に言うと部活動の数、学校の数を考えたときにとても少ないという印象です。

本会議で言わせていただいたのですが、実際に、部活動によって地域でなかなかそういう方を確保できないという状況もございます。

ですので、この部活動の在り方に関しては、外部からの人というだけではやはりどうしても補えない部分があると思うのです。

自分の娘が中学校に入学する時に、何らかの部活動に所属するのが健全ですという説明を入学説明会で言われたのですが、これも言っていることは分かるのですが、ただ、やはりこれがベースになってしまっていて、先生もそうになってしまっているのではないかなと思います。

つまり、学習指導要領に部活動はもちろん入っていませんが、この入っていない部分のウエイトが余りにも先生の意識の中で大きくなり過ぎていて、やらないといけないとなってしまうのではないかなと思うのです。そもそもかなり時間をオーバーしていますので、ここに関して本当にアプローチを掛けようと思うと、この意識改革からやらないといけない。

僕は部活動に関して言えば批判、否定は全くしないのです。もちろん、いろいろな面でプラスだと思っていますし、やればいいと思いますが、ただ、やはり最近は部活動だけではなくてきているのではないかなと思うのです。

というのも、いろいろと後で質問させてもらおうかなと思うのですが、高校生になったら地域の課題解決をしますね。これは高校生になってから始めるのではなくて、本来は小学校、中学校からいろいろと地域のことをもっと学んでいく必要があると思うのです。

そういうものをもうちょっと子供たちの時間を地域にしっかり落とし込んでみたらどうかと思いますし、そのためにコミュニティ・スクールというものを推進していくのではないかなと思っています。

タブレットに関しても、ここでも前に言わせてもらいましたが、タブレットというのは一つのツールです。そこには、今まで閉鎖的だったというか、内々になっていた子供たちの学校での環境ということをおある意味でオープンにする効果があると思うのです。

今まで、子供たちは船に乗っているわけです。降りた所から行き先を自分たちで決めていくのですけれど、そうではなくて船に乗っている間から、どういう道があるのかというのをしっかり自分たちで学べる環境というのを作っていかないと、すごく厳しいのではないかと思います。

ひいては、それが部活動ないし小中学校、高校もですが、先生の働き方改革につながってくるのではないかと考えていますので、一つをとれば一つをとるなかなか難しいところはあるのですが、しっかりと教育委員会で議論していただきたいと考えております。

その中で、学校における働き方改革推進チームの会議をしましたと、本会議で答弁を頂いたのですけれど、この中でどのような問題点が出てきたのか、その部活動について現場の先生はどのように捉えているのか、教えていただけませんか。

長町教育次長

働き方改革推進チームの会議の内容についての御質問を頂きました。

今月3日に、夏季休業後のタイミングを捉えまして、小中学校また高等学校の副校長や教頭からなる学校における働き方改革推進チームの会議を開催いたしまして、意見交換を行いました。

その中では、今、コロナ禍ということで、遅れを取り戻すための補充授業や夏季休業の大幅短縮に加えまして、いわゆる新しい生活様式の徹底や、そのための会議、また放課後の消毒、検温などの健康観察、加えて熱中症対策ということで負担は増えておりますということでございます。特に、感染症を出してはいけないという毎日の精神的な負担も大きいというような御意見がございました。

一方で、現在、教職員研修の見直しや精選、オンラインを活用したサテライト研修、学校行事やPTA行事の精選や延期、中止、縮小、また部活動の制限や遠征の中止、それから文部科学省による衛生管理マニュアルによっても消毒の回数や箇所も徐々に緩和されてきているというところで、負担が減った部分もあるという御意見もございました。

その中で工夫として、全員が休む閉庁日を実施したり、夜間の電話対応時間の制限を設定したりということ、あと御意見として、休業期間中に緊急的に全教員に配付しましたZOOMや、まなびポケットといったアプリがございしますが、その後も授業はもとより、学校行事等で3密の回避や働き方改革に有効に活用しているという御意見がありました。

また、様々な活動が休止した休業期間中にこれまでの働き方を見直して、適度な休息やプライベートを大事にすることが仕事のパフォーマンスを上げるということを実感した、そこで今後も効率よく行おうとしている教職員が増えたというような御意見も出ました。

特に、部活動に関してということでは、ノー部活デーを定めたという学校があるということのほか、この部活動指導員によって随分と担任の負担は減っているというような御意見も頂いたところでございます。

今後とも学校と連携して、一層の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

井下委員

結構、先生の率直な意見が出ているのかなと思います。

重ねてになるのですが、部活動に関しましてはどうしても先ほど言ったやらなければな

らないという部分が余りにも大きいのかなと思います。

ですので、その辺をしっかりと見直していくと言っているのかどうか分からないのですが、根本的に変えていくということをやっていないといけないのかなと思っております。もちろん外部指導員等も併せて募集していただいて、やっていないといけないのではないかと思います。

話が前後するのですが、今後、学びのサポーター、スクール・サポート・スタッフというのもしっかり予算を組んで、先生の対応に当たっていただきたいのですが、こういった外部にお願いする際に、大学生の4人に1人が今は休学を希望しているという状況があって、例えば、今徳島に帰ってきている大学生とか、先生を目指しているとかというとなおのこといいのでしょうか、こういった大学生へのアプローチみたいな取組というのはされているのでしょうか。

小倉教職員課長

大学生へのアプローチの話でございます。

本事業、徳島学びのサポーター事業で派遣する人員を確保するに当たっては、まずは文部科学省がネットで登録するというバンクの活用がございました。また、県教育委員会としてもホームページ、その他の広報誌等を通じて、広く学校で働いてみませんかといったような案内を投げ掛けたりしているところでございます。

県内の大学等を通じては当然やっていて、ホームページでもやっておりますが、県内に戻ってきている大学生というところはなかなか直接のツールがございませんので、どうしてもホームページ等々に頼っているというところではございます。

ただ、そういった大学生であれば学校に出る学習指導とか、あとは休学期間中の良い経験として対応していただくといった意味でも、是非そういった何かしらの機会を作っていくのは重要だと思っております。

引き続き、この事業の広報とか今後の予算の検討も含めまして、適切に対応していきたいと思っております。

井下委員

是非、取り組んでいってほしいです。メディアの皆さんにもお願いして広報していただいて、しっかり予算も組んでください。

質問しようか迷っていたのですが、来年度から小中学校にも新しい校務支援システムが導入されるということなのですが、先ほど県立高校で時間外在校等時間が約80パーセント増ということだったのですけれど、どうなのかと思ひましてお伺いしたい。

小中学校に導入されるということなのですが、これによるメリットと、先ほど約80パーセント増ということを聞いてしまったので、これが小中学校で起こるとすごい時間になるという不安がありますので、この辺をどのように考えているのか教えてください。

長町教育次長

来年度から導入する校務支援システムのメリットについてということでございます。

これは、既に県立高校で運用しているシステムをベースに小中学校版にカスタマイズす

るものでございます。

そのメリットといたしまして、県下全ての市町村の教員を集団とする中でメールアドレスが付与されますので、今後どこの市町村、どこの学校に勤務することになっても同一のメールアドレスを使っていけるというメリットがございます。

また、掲示板や回覧板の機能によって任意のグループで情報交換ができるということで、これは校内に限らず市町村をまたいでも可能になりますので、例えば同じ教科のグループや同じ部活動のグループなど、いろいろなグループを設定して情報交換を行える。

また、先ほどの出退勤管理機能で働き方の見える化ができるということになります。これはまた後ほど触れます。

それから、指導要領等の学籍関係や学校事務など、これまでともすればまだ手書きで行っているような情報を県内で可能な限り様式を統一いたしまして、システムで管理していくということになりますので、例えば入学時に一度入力いたしますと、出席簿、成績表、通知書、指導要領など、それぞれのタイミングで必要となる情報を付加するだけで作成できるということになっていきます。

また、転校や中学校への入学の際には、そのデータをシステム上で送受信すればそのまま引き継いで使用できるということがございます。

さらには、教員から見ますと市町村をまたぐ異動があっても、どこの市町村へ行っても同一のシステムということで、新たに習得する必要がなく負担軽減につながるということでございます。

それから出退勤のシステムということで、県立学校で平成29年度、平成30年度に行っていた時間外の在校等時間の調査は全数調査でございまして、それぞれがパソコンの中でふだん使っていないシステムを開けて記入していくというようなやり方で行っておりました。

一方、小中学校のほうでは10月に全市町村を対象に抽出する抽出調査でやっておりますので、抽出の精度というのはございますが、それを除けばほぼ現実に即しているのかなということで、今回新たに来年度から出退勤システムが入りましても基本的には同等の時間になろうというふうに考えておるところです。

井下委員

また来年度以降ということで、内容に関しては出てみないと何とも言えないのですが、80パーセントも増えないことを願っております。

先ほどの働き方改革プランなのですけども、新しいプランに関しまして、いつ頃策定されるのか教えてもらえませんか。

長町教育次長

新しいプランについての御質問でございます。

現在、改定の作業に着手したと先ほど述べさせていただきました。

今後、11月議会の委員会において、改定プランの骨子について説明させていただきたいと考えております。

井下委員

また次の委員会ということですが。

コロナ禍になりましていろいろと変わりました。良い面も悪い面も見えてきた部分がございますので、先ほども言いました部活動の外部指導員とか、いろいろな取組を一過性ではなくずっと継続していくということをベースにして、是非プランを作っていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、先日の議会でお話しさせてもらった、とくしま回帰についてお伺いします。

教育委員会のほうでも、とくしま回帰について子供たちにいろいろとアプローチを掛けていると思うのですが、これまでどのような取組を行ってきたのか、またその評価についてお伺いします。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、高校におけるとくしま回帰について御質問いただきました。

まず、とくしま回帰の推進につきましては、地域にある学校が地域の協力支援を得て地域の人材を育成することが重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、その一つとしまして、高等学校でも学校や地域の関わり、信頼関係、結びつきを更に進めるため、先ほどもお話がありましたがコミュニティ・スクールの導入を推進しております。本年度、県立高校につきましては3校で導入してございます。

今後も導入する学校を増やしていきまして、地域の方に学校運営に参画してもらい助言、協力を得ることで、地域の魅力を知る教育活動の展開につなげていきたいと考えております。

また、更に国から事業採択を得まして、城西高校神山校が学校設定科目、神山創造学という科目を中心に、探究的なカリキュラムの開発に向けた取組を昨年度から行っております。神山創造学では神山町内の企業やNPO法人などと連携しまして、神山町の歴史、文化、産業等についての調査や課題解決に向けた研究を実践しております。

また、今年度から新たに県の事業にはなりますが、地元企業を含めた地域の方との連携の下、高校と地域が一体となって生徒の成長を支えていく体制を構築してもらい、地域と共に教育活動に取り組む高校を支援する事業といったものを実施しております。

県教育委員会としましては、今後も生徒が地域の魅力や課題を学ぶとともに、学びを基にしまして将来の進路を考えることを通して、将来の徳島を支える人材の育成を図りながらふるさと回帰につなげてまいりたいと考えております。

井下委員

先日の事前委員会でもらった教育委員会の点検・評価の中に、とくしま回帰の促進についてということも書かれておりますが、この中の主な取組と評価というのがとくしま回帰に関しては見当たらないのです。

今おっしゃっていただいたみたいに、先日、知事からもとくしま回帰の推進に取り組むということで御答弁いただきまして、やはりこれもうまいことってないのではないかと思っております。

例えば、先ほど城西高校神山校でキャリア教育のような形で受けられたということなのですが、子供たちはそれをどんなふうに捉えたかという感想を頂いていますか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

取組についての生徒の感想はという御質問を頂きました。

生徒は昨年度から取り組んでいる状況なのですが、学校が存在する地域の方と一緒に連携して取り組むことによりまして、地域、特に神山町の魅力を新たに知ることができた、また神山町が発信している様々な取組等についても知ることができて、総合的な探究の時間といったものも活用しながら今後も進めていくと聞いておりますので、学校としても非常に良い取組であるというふうに感想を頂いております。

井下委員

僕は、学校にとっていい取組が決して子供たちにとってもいい取組とは思いません。

特に、このとくしま回帰というのはすごく大事なことだと思うのです。

というのも、先ほども言いましたけれども、今、大学生の4人に1人が休学、地元に戻ってきたい、退学して地元でやりたい、これを県もバックアップするような事業をやっております。

このような中で、今回、新型コロナウイルス感染症がベースでそれが出てきているのですが、随分前から地方創生、徳島人材育成ということにも取り組んでいるので、本来であればもっと早い段階でこういうことが出てこなければいけないと思うのです。

もちろん中には徳島に残りますとか、徳島に戻りたいという方もたくさんいるとは思いますが、実際に学校でやっていることがそこにどれだけダイレクトにつながっているかという疑問が残るのです。

その中で、実は先日高校3年生の子から地元就職がしたいということで相談を受けました。その時、学校は何て言っているのという話をした際に、学校は進学しないのだったら何でうちに来たのと言ったそうです。

これに関して、先生個人個人でいろいろな意見があるとは思いますが、先ほどの部活動も一緒なのですけれども、もし仮に高校というところが皆さん進学ありきでやっているのであれば、さっき言ったとくしま回帰のキャリア教育というのは全て進学ありきの中に入ってしまったのではないかと僕は思うのです。

だから、それを言い出すとどこかで変えていかなければいけない。もちろん高校だけでなく、先ほども言いましたけれども、小学校、中学校、いろいろなコミュニティ・スクール等を通して郷土愛というのを養っていく時間を作ってやるというのは大事なのです。

例えばですけれども、神山の塾などをされても、学校でのイベントとしか捉えてなかった際には、高校生がなかなか自分のことだと思って入ってこないのです。

やはり、いかに自分たちで考えて自分たちで行動する子供を作っていくということをやらないと、なかなかとくしま回帰にはつながっていかないと思っております。

そこで、お答えがあるかどうか分からないのですが、今後この小中学校も含めて学校で、とくしま回帰の部分で郷土愛を養うような感覚も含めて取組をやってほしいのです。

けれど、どのように考えられていますか。

平井副教育長

ただいま井下委員から、地方創生に県教育委員会としてもしっかりと取り組むべきでないかというような大所高所からの御意見を頂戴したところでございます。

事前委員会で御報告させていただきました教育委員会の点検・評価の資料がございましたけれども、その中でも、私どもの教育振興計画の体系に基づいた御報告をさせていただいておりまして、その柱建ての3本のうちの一つ、一番目の柱として地方創生からの日本創成へということで、徳島ならではの教育の推進を図っていくという柱建ての下、各種施策を位置付けさせていただいているところでございます。

そういう状況の下、人口減少に歯止めを掛けて地域の活性化を図っていくということで、地方創生を正に実現していくためには教育委員会の果たす役割は非常に大きいものと考えているところでございます。

県全体の新しい総合戦略の中におきましても、2,000人の転出超過がここ数年続いているという状態を改善していくためには、若い世代の動向、それから東京や関西圏への流出も多いということについても、しっかりと念頭に置いた対策が必要であるという認識を持っております。

そこで、教育委員会の具体的な施策といたしましては、委員からもお話がございましたように、これまで以上に各学校が地域と一体となって、その学校の在り方、教育の在り方について検討していくコミュニティ・スクールを重視していく必要があると考えております。

さらに、それに関連いたしますけれども、小中高一貫したキャリア教育の充実も非常に重要であると考えてございまして、県内企業の魅力、将来性や可能性を企業訪問やインターンシップを通じて児童生徒が実感していくという取組をこれまでもやっておりますが、更に充実していく必要があると考えているところでございます。

また、児童生徒の夢と希望の実現のためには個別最適化された教育が重要になるということで、今回のGIGAスクール構想もしっかりと活用していきたいと思っているところでございます。

こういった考えの下、来年度に向けまして、更には今年度実行できることについては速やかに実行するという事で臨んでまいりたいと考えております。

井下委員

平井副教育長は元々地方創生推進課におられたということだったと思うのですが、やはり地方創生は人なのです。人がいないと元も子もないのです。

これはここで教育委員会だけに言っているわけではなくて、他の部署はもちろん、子供たちの親、地域、いろいろな人たちに同じことを言いたいのですが、子供たちをいろいろなことでもっと信じてほしいのです。意外と大人が子供を信じられていないから自由な時間を作れていないのではないかと思います。

もうちょっと子供たちを信じてここにしっかりアプローチを掛けることで、もっといろいろなことができるのではないかと思いますし、先ほども言いましたけれども、もちろん

別にとくしま回帰を全て学校でやる必要はないです。

それでも、学校でやれることもあると思いますし、先ほどの部活動の件もありましたけれども、部活動が全てでなければその時間に何かとくしま回帰の時間というのは作れないこともないのではないかと思いますし、その辺をしっかりとやってみてください。

極端なことを言うと、部活動の時間に先生がいなくても別にいいのではないかと思いますし、もししております。もちろんずっといないというのもどうかとは思いますが、その辺も含めて、例えば子供たちに何かあったときのために先生がいるとなっているのがベースとなっているのであれば、もうちょっといろいろと違う方面からアプローチを掛けて、そこにしっかりと対応できるのではないかと思います。

今、いろいろと厳しい意見も言いましたが、コロナ禍で生まれたチャンスですし、本当に今まで以上にふるさと回帰が皆さんの中で自然と芽生えてきているので、この機運を絶対に逃さないようにしてほしいのです。というのも、先ほども言いましたが、人がいないと何もできませんので、是非よろしく願いいたします。

原委員

G I G Aスクール構想について伺いさせていただきます。

徳島県教育委員会では徳島県G I G Aスクール構想推進本部を設置し、主に四つの推進事項について各部会で検討しているとのことですが、現時点でどのような検討をされているか教えていただけますか。

中野総合教育センター所長

ただいま原委員から、現時点での徳島県G I G Aスクール構想推進本部での検討状況についての御質問を頂きました。

徳島県G I G Aスクール構想推進本部におきましては、まず一人1台端末で共通に使用するアプリケーション、それから授業や学習での活用方法と教員研修、そして有事の際の学びの保障や家庭の通信環境の支援といった危機管理対策、最後に端末等の管理方法、以上の四つの項目を推進事項といたしまして設置しております五つの部会で、現在検討を行っております。

まず、共通に使用するアプリケーションについてですが、各学校に現状や今後必要な機能について調査を行い、その結果を基に、県立学校におきましては機能が優れ、価格面で有利なものを全ての学校で統一して使うアプリケーションとして検討しております。

同様に、小中学校におきましては機能が優れ、価格面で有利なものをできるだけ県内統一して使用できるように、市町村教育委員会に対し推奨するアプリケーションとして、今後、情報発信をする予定としております。

また、家庭における通信環境の支援など、ほかの3項目についても鋭意検討を行っておりまして、第2回、第3回の推進本部を経まして、年内には一定の方向性を示す予定としております。

原委員

次に、第2回、第3回の推進本部を経るということですが、協議内容とかは部会が行わ

れた時点でいろいろと教えていただきたいと思います。

先日、地元の小学校の運動会に参加していて保護者の人と話す機会がありまして、来年度からGIGAスクールが始まるよねと問いかけてみましたら、何のことだということで認知不足、PR不足かどうかは分かりませんが、そのぐらいのレベルなのかなということでショックを受けたのです。

GIGAスクール構想を広く理解してもらうことが重要であると思われますが、推進本部や部会での検討結果をいつどのような方法で、学校や児童生徒、保護者にどのように情報発信されるべきか、お考えを教えてください。

中野総合教育センター所長

ただいま、その検討状況の情報発信につきまして御質問を頂きました。

推進本部は3回を予定しておりまして、開催する度に市町村教育委員会や各学校、児童生徒や保護者に向けた情報発信を、例えば校長会や教育長会、また教育委員会が全ての児童生徒の家庭向けに発行しております教育通信ふれあいひろばなどを通して行うように考えております。

また、来月を目途としまして、総合教育センターに徳島県GIGAスクール構想に関するホームページを立ち上げまして、そこに徳島県GIGAスクール構想に関する情報を一括して掲載することで、広く関係者に情報を発信していきたいとも考えております。

原委員

皆によく分かってもらえるように情報発信、強くPRしていただきたいと思います。

それと、一人1台端末の活用で市町村間や県との間で学習環境に差が出ないようにどのように取り組んでいくかをお伺いすると、現在の端末台数で言えばかなりの数になるので次年度に間に合うのかどうかを教えてください。

中野総合教育センター所長

ただいま、市町村また県との間での学習環境に差が出ないような取組について御質問を頂きました。

まず、端末機器ですけれども、調達する際には、市町村によってはいわゆるOSの希望が異なる状況もございましたが、文部科学省から端末の性能については基準が示されておりますので、市町村や県の間で端末の環境には差はないと考えております。

次に、授業等で使用するアプリケーションですけれども、各学校での必要な機能を調査整理しましたところ、いずれのOSでありましても利用可能であり、かつ必要な機能を備えたアプリケーションを提示できるということを確認しており、それを提示していくということとしておりまして、ソフト面でも差は出にくいと考えております。

さらに、授業する教員への研修につきましては、年度内に全ての教員に対しまして4月から授業での活用がスタートできるように研修を実施するなどして、全県的な取組を推進したいと考えております。

それから、調達につきましては、現在のところは予定どおりできているかと思っておりますので、間に合うものと考えております。

原委員

各市町村で格差が生じないようにすること、学習環境に差が出ないようにすることを強く要望します。

次代の子供たちが国境を越えて世界規模で活躍したり、新たな学びの扉を開くような学校にできるよう、是非、推進本部を拠点に部会でいろいろと更なる協議をしていただき、本当に良い学校を作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

須見委員長

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

黒崎委員

お昼前に原委員がGIGAスクールのお話をされました。

私も同じような内容で聞きたいと思うのですが、GIGAスクールについて、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現へというようなことが、文部科学省の説明文の一番最初に書かれているのです。

それは大いに結構でございまして、その中にも目的であったり構想であったりが書かれております。子供たちの教育に当たる前に、大人、特に学校の先生がこれを読んで、十分に目的を理解していただくといったことが大事だろうと思うのです。

恐らく、この機械自体は先生よりも子供のほうが覚えるのは早いだろうと思います。子供の能力はとても高いですから、とても早い。

このことは大いに結構で私も大賛成ですけれども、ただ一つ気掛かりなのは、なぜこういう教育をするのか、なぜ今こういう教育が必要なのかということをお子たちに理解してほしいと思うのです。誰一人として取り残すことなくということですから、なおさらです。

こんなことが始まりますから、本当に何か時代が変わりそうだというふうなところに来ています。我々の時はこんなことを考えもしなかった。我々が大学生の頃はパソコン1台が大体300万円か400万円という時代でしたので、考えられないことだったのです。

何が言いたいかというと、先生のほうから目的をしっかりと理解できるように子供たちに伝えてほしいと思うのです。その1点だけなのですけれども、どなたか御答弁いただきたいと思います。

中野総合教育センター所長

ただいま黒崎委員から、GIGAスクール構想実現に向かうに当たって、まず子供たちにどういった目的でこれを行うかを伝えてほしいとの御質問でございました。

新たな学びを開始するときには、例えば授業におきましても、授業時間とか単元の目

的、目標というものを児童生徒に示してからスタートするということは大変重要なことでございます。

今回のGIGAスクール構想の実施におきましても、教職員はもちろんですけれども児童や生徒が、その目的や意義というものをしっかり理解してから学び始めていくということは本当に必要で大事なことでと考えております。

GIGAスクール構想が始まった背景や目的につきましては国においても示されておりますので、今後、本県GIGAスクール構想推進本部の最終報告書に児童生徒全てに分かりやすくかみ砕いたような内容を盛り込みまして、学びのスタートで全ての学校におきましてそれが活用できるようにしていきたいとも考えております。

また、教育委員会が全ての児童生徒の家庭向けに発行しております教育通信ふれあいひろばがございすけれども、その中に特集を設けたり、来月ちょうど立ち上げる予定としておりますGIGAスクール構想のホームページにも児童生徒向けのページを作りまして、そちらにも目的、それから意義等を分かりやすく発信していきたいと思っております。

そのようにして、教職員は児童生徒一人一人の個別最適化した学びの実現に向け取り組むとともに、児童や生徒は主体的に学ぶ姿勢を持ってGIGAスクール構想の時代の学習ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

黒崎委員

ありがとうございます。是非ともよろしく願いいたします。

ただ、タブレットにこういう目的であるというのをぽんと入れて、ぽんと全員に送って、やりましたということにはならないと思っておりますので、くれぐれも先生の言葉でお伝えいただきたいと、よろしく願いいたします。

古川委員

私からも1点だけ、報告のありました新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会のことについてお聞きしたいと思います。

まず、4の（1）の三つ目の部分、在学中から民間団体と共に活動するような交流の機会を取り入れていただきたいということが書かれてありまして、これは本当に大事なことでと思っています。

学校でいろいろな事件がありましたので、なるべくほかの人は入れたくないというのは分からないでもないのですけども、やはり閉鎖的になってしまうといけないので、とにかく顔の見える環境をしっかりと作って行って、地域に開かれた、またいろんな社会に開かれた場にして行ってほしいと思っています。

特別支援学校については、まずはそういう福祉の関係の人とかとしっかりと交流して行って、そういう機会を増やして行っていただけたらと思っていますが、このあたりの点についてはどのようなお考えでしょうか。

猪子特別支援教育課長

ただいま古川委員から、福祉等の外部の方との交流を特別支援学校においてどのように進めていくのかという御質問でございました。

今、委員からの御指摘にもあったように、今回の在り方検討委員会の御報告にも見られていますように、特別支援学校というのは、どちらかというと言わなければならない子供たちを保護して、学校の中でできるだけ子供たちの能力を伸ばしていこうというような考え方で、これまで進んできたところがありました。

ただ、特に今回の教育大綱でありますとか、それから現在の教育振興計画第3期にも表れていますように、この数年来、障がいのある人もない人も共に暮らす社会、ダイバーシティ社会を目指していかなければいけないという方向性がございます。

この在り方検討委員会の御報告でも、そうした外部の人との交流というのをできるだけ進めていく方向でという御意見をたくさん頂いております。

ということで、これまでも推進してきたところはあるのですけれども、それを更に一層連携を深めていくような方向で考えて進んでいきたいと考えております。

古川委員

そういった方向でお願いしたい。委員もいろいろな人が入っているので、いろいろな意見を聞きながら進めていっていただきたいと思います。

あと、（２）のほうで地域の防災拠点ということも出てきておりますので、今、特別支援学校が分校も含めて県内で何箇所あって、そのうち避難所に指定されているのは何箇所か。さらには、そのうち福祉避難所になっているのは何箇所かというのは分かりますか。

猪子特別支援教育課長

県内の避難所の指定状況ということで御質問を頂きました。

まず、特別支援学校は県内に本校が9校、分校が2分校、全部で11校ございます。

現在、避難所として指定されております状況でございますが、市町村が指定することになっておりますけれども、特別支援学校は11校のうち7校が市町村の避難所等として指定されております。ただし、福祉避難所については、今のところ指定はございません。

古川委員

今回、私の一般質問の中で空調設備の質問をして、特別支援学校でハイブリッド型をやるということ、福祉避難所についても徳島市と協議を進めていくということで答弁を頂きました。特に、特別支援学校は福祉避難所の候補としても挙がっていると思います。

福祉避難所はなかなか指定が進んでいない実態もありますので、市町村からのアプローチを待つのではなくて、しっかりこちらからも働き掛けて協議をして、教育委員会のほうでも指定について進めていただけたらと思っておりますが、何かありますか。

猪子特別支援教育課長

福祉避難所について、特別支援学校の今後の指定拡大に向けた考え方ということの御質問でございます。

お話にもありましたとおり、この度の本会議において古川委員の御質問に対する知事からの答弁のとおり、徳島視覚支援学校、徳島聴覚支援学校、両校併置されておりますけれ

ども、この学校が県立の特別支援学校では初となる福祉避難所の指定に向け、指定の主体でございます徳島市を含めて、関係機関との協議を進めているところでございます。

さらに、今回御報告させていただきました特別支援学校の在り方検討委員会の意見の中にもありますように、やはり特別支援学校が地域の防災拠点としての機能を高めるべきであるという御意見をいろいろな方から頂いております。

こうした意見を受けて、県教育委員会といたしましても各特別支援学校が立地いたします地域の特徴、それから学校自体が有します施設設備、あるいはいろいろな障がいに対応しております専門性に応じまして、地域の防災の中で果たすべき役割が何であるのかということを確認にしていったり、それから実は学校の中でも住民の方と連携した防災訓練等を行っている学校もありますので、そうしたことがどんどん広がっていくようにこれから取組を進めてまいりたいと思います。

そして、徳島視覚支援学校、徳島聴覚支援学校で先べんが切られる福祉避難所については、これからは指定主体である市町村の動向をしっかりと注視してまいりたいと、同時に特別支援学校が地域防災において備えるべき機能が何かということについて、今後も引き続き在り方検討委員会において議論をしっかりと深めてまいりたいと考えております。

古川委員

しっかりと進めていただきたいと思います。

あともう1点、この下に医療的ケアの障がい児、児童が増えているとあります。

私も過去に一般質問の中で、今、医療的ケアが必要な子供が全国的にどんどん増えているということで、実態調査や対策をとということで何回か質問もさせていただきました。

今、県内の特別支援学校の現場でもやはり増えているという実態があるみたいですが、検討委員会の中でも議論していくのでしょうか、どのような課題が出てきて、どう取り組んでいくか、今の時点ではどのようなお考えが出ていますか。

猪子特別支援教育課長

特別支援学校におります医療的ケアの必要な児童生徒に関する課題等についての御質問でございます。

医療的ケアと申しますのは、たんの吸引とか人工呼吸器を付けているといったような医師以外ではなかなかケアが難しいようなことを学校で実施しなければいけないという生徒でございますが、現在、特別支援学校には50名程度の医療的ケアを必要とする児童生徒がおります。

徳島県におきましては、従前から御説明申し上げておりますとおり特別支援学校全部に看護師を配置して、こうした医療的ケアの必要な生徒へのケアを教員ではなく看護師が行うような体制をとっております。

ただ、医療というのは毎年のようにどんどん新しいケアが生じてまいりまして、県教育委員会ではガイドブックを作成して、看護師ができる範囲というのをはっきりと明確に定めておりますが、新しいものになってまいりますとこれは果たして看護師が行ってよいのかどうかというようなことが、毎年のように課題として生じてまいります。

そうしたことを相談するために医師、看護師、それと理学療法士等の専門家の方に御意

見を伺うような検討委員会を毎年ずっと常設しておりまして、新しいケアが出てきたときにはそうした方にお伺いして、これはこういう範囲、条件であれば学校でも行ってよいでしょうということなどをお伺いしております。

しかし、学校としてどういう範囲の医療的ケアができるのか、できないのかというようなことを常時考えていかなければいけないというのが一つ大きな課題ではございます。

古川委員

親御さんも毎日一緒に付いていくわけにはいきませんし、親御さんにとっては、ふだんからサポートしてくれている介護の方、ヘルパーが学校の中に入ることができて、見てもらえたら対処も知っているので、学校の中でのサービスのお金を国が出せるのかどうか、そのあたりは法律的な制度の話もあるのでしょうけれど、そういうことが一番安心なのだろうと思います。

そのあたりも検討会の中で議論していただいて、対策も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、最近の特別支援学校の卒業生の進路の状況がどうなっているのか、詳しく教えていただけますか。

猪子特別支援教育課長

特別支援学校の卒業生の進路ということでございます。

特別支援学校は高等部までございまして、高等部段階で卒業して社会へ出ていくわけですが、毎年150名から170名程度の卒業生を送り出しております。

令和元年度の卒業生が174名で、このうち一般事業所等へ就職しました生徒が63名、36.2パーセントということです。

それから、一番多くございますのが福祉施設等への入所あるいは通所が94名、約54パーセントということになります。

それから、在宅あるいは進学という者も中にはおりますが、進学が2名でございまして、在宅等というふうになりますのが15名、8パーセント程度でございます。

令和元年度の卒業生の進路としては、こうした内訳になっております。

古川委員

卒業後、福祉的就労の子が一番多く約54パーセント、もっと多いのかなと思っていたのですが、一般就労が36パーセント余りというのはかなり頑張ってくれているかなと思っています。

今、法定雇用率とかも2年前にも上がりましたし、そういうような関係もあって、たくさんの方の従業員を抱えている企業では法定雇用率をクリアするのに苦慮している所もあると思いますけれども、そのような法定雇用率の関係で新たな動きとか、環境が変わってきたとか、現場ではそういうところがありますか。

猪子特別支援教育課長

卒業生の進路と法定雇用率の関係ということでの御質問でございます。

確かに、ここ数年来、法定雇用率はどんどん引き上がっていております。

それとの関係が直接あるかというのは分かりかねるところはありますが、確かに大きな企業、それから中小企業も含めて、特別支援学校の生徒を雇おうというような動きが、私自身が見聞きした中でも幾つか出てくることがございます。

一つには法定雇用率というのもございますが、教育委員会といたしましては、子供たちが就労できるように企業の方に子供たちの力を知ってもらえるような、Y o u M e（ゆめ）チャレンジフェスティバルであるとか、それから子供たちにビルメンテナンスや接客などいろいろな技能を習得してもらう、とくしま技能検定といったような活動を、ここ六、七年にわたって推進してまいりました。

そうした効果もあって、企業の方からは是非生徒を雇いたいというような声が多く上がるようになってきたのではないかと考えております。

古川委員

あと、教育委員会は法定雇用率をクリアできてないというような話もあったのですが、現時点ではどうなのですか、もう達成できているのですか。

長町教育次長

障がい者雇用率に関する御質問でございます。

この障がい者雇用率については、毎年6月1日現在における障がい者の任免に関する状況を厚生労働大臣に宛てて報告することになっております。

本年度の雇用率でございますが、法定雇用率が2.4パーセントでございますけれども、本県教育委員会における本年度の障がい者雇用率は2.46パーセントということで法定雇用率を上回っております。ちなみに、昨年度の障がい者雇用率は2.02パーセントということでございました。

全国平均が1.87パーセントということで、決して本県が低いというわけではなかったのですが、やはり法定雇用率を達成できていないということで、昨年度から本年度にかけまして障がいを持つ教員、それから小中学校事務職員を採用するとともに、各県立高校におきまして働き方改革という視点も加えまして、フルタイムではございませんけれども、会計年度任用職員として障がい者雇用を行っておるところでございます。こうしたことによって法定雇用率を達成できたということでございます。

古川委員

昨年度すごく頑張ってくれて今回クリアできたということで、素晴らしいと思います。

全国的にはまだまだ低い所があるみたいなのですが、民間は本当にいろいろなあの手この手で苦勞してやっていますので、教育現場で難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、教育委員会でこの雇用率のクリアをずっと続けて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

吉田委員

私からは教員の働き方改革について、変形労働時間制の導入について午前中に山西委員

から質問があつて、お聞きしたかったことはほとんど聞けたのですけれども、その中で確認が1点あります。

来年度から導入が予定されている変形労働時間制について、心配事とか反対する声とかは私の所にも聞こえてきています。

例年、比較のお休みが取りやすい夏休みに有給休暇を取っている教員の方が多くて、そのときに変形労働時間制による休みになってしまうと有休を取るときがなくなる恐れがあるとか、あと繁忙期に定時が延長されるわけですから、その上に残業が生じてしまって、かえって労働時間が長くなるのではないかという心配の声が聞こえてきています。

午前中の御答弁で、今、県が条例を準備されていて、それを導入するかどうかは各学校の裁量にあるということをお聞きして、メリットもあるわけで採用すべき所はしていただいて、自分の所にはメリットがないというような所には導入しなければいいのかなというので少し安心したのです。

先ほどの御答弁で、学校単位ということまではお聞きしたのですけれども、学校が導入したらその学校にいる教員の方は全て従うというか、それに沿った変形労働時間制を導入しなければならないのか、それとも各教員個人でメリットがあれば使えばいいし、かえって大変になる方は使わなくてもいいのかということだけ確認をお願いします。

小倉教職員課長

ただいまの御質問ですが、先ほどの答弁でも触れさせていただいたのですが聞き取りづらかったかもしれません。

学校の判断にはなりますが、学校で変形労働時間制を活用するかどうかは、その学校のスケジュールを踏まえ、まずその教員がしっかりまとめ取りすることができるかどうか、あとは変形労働時間制によって勤務時間を延ばすということにもなりますので、例えば育児、介護の必要性の有無、こういったことを個々に判断の上で活用されます。

今の御質問にもう一度お答えすると、学校の中で全員一律にと決まっているわけではございません。

吉田委員

現場ではそういう心配の声が多いので、これから教育委員会としてもしっかりとこういう制度だということを周知をしていけば、そういう心配もなくなると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

あと、働き方改革に関連して、午前中に出退勤システムが導入されてきちんと時間が分かるようになったということで、今年度の時間外勤務のデータを見させてもらって増えているというデータもあったのですが、部活動の在り方で外部指導者31名というのも一歩前進ではあるのですけれども、県下の部活動が幾つあるかと考えたらまだまだ少ないと感じました。

部活動についての午前中の議論も、すごく興味深く聞かせていただいたのですけれども、そもそも時間外勤務を削減しよう、改革しようとしておりますが、なかなかできない原因は何かと考えたときに、教員の方の残業手当にあるのではないかと思うのです。

教員の方の給与の体系、残業手当についてどうなっているかということをお教えてください。

い。

小倉教職員課長

教員の残業手当に関してですが、公立学校の教育職員につきましては公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法に基づきまして時間外勤務手当は支給しないこととされております。

吉田委員

教員の方には残業手当が付いていないということで、昔に比べて教師の方の仕事が子供を教える以外にいろいろ増えているということは皆さんも御承知だと思いますけれども、それが増え続けているような状況にあると思います。

これはそういうシステムなので仕方がないところではありますけれども、この残業手当がもし付くようになれば、時間外は1.2倍、深夜だったら1.5倍とか民間では決まっていますけれども、それがなくて外部講師、もしそれがあつたとしたら全体の予算、人をたくさん雇ったほうが安くなりますので、もっと進むかと思うのです。そのところが変わっていかないとなかなか、様々な努力で一步ずつは変わっていくのしょうけれども、根本はそこではないかと思うのです。

そのところの国の動きなどを紹介していただいて、徳島県としてどういうふうを考え、どう変えたらいいとか思われていることがありましたらお願いします。

小倉教職員課長

給特法の改革に関する動きにつきましては、先般、給特法改正の働き方改革法案の中でも国において議論、国会審議等々行われておりますが、現時点では一律に時間外勤務手当を支給しないというところの変更というところまでは議論が至っておりませんが、まずはこの中で、委員の御指摘があつたように外部人材の活用、そもそもの業務改善による勤務時間の削減、こういった働き方改革全般とともに、スクール・サポート・スタッフや、先ほども御質問を頂きました学習指導員といった外部人材を学校で活用することで教員の勤務時間を減らしていこうという施策と統合してとられているかと思っております。

国のそういった法律に基づいて、我々も国庫負担を頂きまして教職員の給与に充てているわけですが、県教育委員会としては、まず国の法令にしっかりとつとり、また国からスクール・サポート・スタッフ、学習指導員、また部活動指導員のように補助事業を頂いておりますので、それらを最大限活用しまして徳島の学校現場の教員の負担の軽減に努めていくということが使命だと考えております。

吉田委員

法律に基づいてきちんと行政をするというのはもちろん基本中の基本だと思いますので、引き続き、その外部人材の活用を最大限やってほしいという思いがあります。

この教員の給料のところの手が付いたらこれがもっと加速度的に進んでいくのだということで、そういう部分を私達も議員として外に向いても発信していかないといけないかなと思います。教育委員会としてはしっかりよろしく願いいたします。

あと、GIGAスクール構想ということで何名かの委員が御質問されたのですが、オンライン教育というのはコロナ禍で休校になった場合とか、本当にメリットが多いと思うのですが、オンライン教育の問題点についてちょっと考えてみました。

今の審議会でも議論になっていると思うのですが、家庭での経費負担というのが議論になっているところだとは先ほど報告を受けましたけれども、これが大変心配なところで、格差になってはいけないと思うのです。

これについては今どういう議論が行われていて、家庭での通信料とかを全額公費で負担する方向になるのかどうかというのが分かっていらっしゃったらお願いします。

長町教育次長

家庭の通信環境に関する御質問を頂きました

今後、GIGAスクール構想がどんどん進展していくにつれて、家庭でのWi-Fiなどの設備をフルに活用して学習していくというような場面も増えてこようかと考えております。

まず、今後はこれが教育のために必要な設備であるということで、今そうした通信環境が設置されていない家庭におきましても、家庭に設置していただけるようお願いをしていきたいと考えております。

ただ、その上でやはりそこが難しい家庭というのもあるかと思います。そうした児童生徒が、例えば感染症、あるいは災害などによって、長期にわたり学校に通うことが出来ないというような状況が余儀なくされるということがありましたら、学習の機会を失われるということで、我々としても学びを保障するという観点から対応していかなければならないと考えております。

現在、県立学校3校と市町村立学校5校でオンライン教育のモデル授業を実施しております。この中では通信環境のない児童生徒にモバイルルーターを貸し出して活用するという方法でもって支援を予定しております。

今後、こうしたモデル授業の運用状況を見ながらどういった方法がいいのか、GIGAスクール構想推進本部の中におきまして検討を進めるとともに、これは本県だけの問題だけではなくて全国的な問題にもなるかと思いますので、必要があれば国への要望等も行っていきたいと考えております。

吉田委員

基本的には、どの家庭でもできないところは支援していきたいという方向ということで伺いました。

モデル的にやっているという所もあるということですが、Wi-Fi環境の整っていない所とかの調査はまだしていないですか、統計やアンケートはありますか。

長町教育次長

通信環境のない御家庭ということで春先に調べたデータがございまして、高校におきましては全体の6パーセントという数字でございました。

我々としては、必ずしも経済的な問題で引いていないかどうかというのは分かりません

ので、そこはまずはお願いしたいと考えているところです。

吉田委員

モバイルルーターの貸出しというのもおっしゃっていましたが、この通信費も公費で賄うという方向でよろしかったですか。

長町教育次長

先ほど申しましたモデル授業におきましては、通信費についても我々のほうで面倒を見るということで進めていきます。

それらの状況を見ながら、今後、GIGAスクール構想推進本部の中において検討していきたいと考えております。

吉田委員

あともう1点、オンライン教育においてなんですけれども、アクティブ・ラーニングへの取組ということで、2012年から文部科学省のほうで受動的学習から主体的学習へという旗が挙げられていると思うのですけれども、これをオンラインで誰一人取り残さないということになると技術的に非常に難しい部分があると思うのです。

全てがオンラインになるのではないので、すごい心配でたまらないというようなことはないのですけれども、やはり生徒一人一人の反応とか顔色を見たりとか、そういうことが教育においては非常に大事で、それを抜きにはできない部分もあると思うので、オンラインに頼り過ぎないようなバランスも非常に大事かと思うのですけれども、これについては県教育委員会はどのように取り組まれますか。

中野総合教育センター所長

ただいま吉田委員から、オンラインだけに頼りすぎないバランスのとれた教育の取組方という御質問を頂いております。

オンライン教育につきましては、有事の際の非常に効果的な指導教育の一つの在り方ということで急速に広がってきたところもございますが、その中で従来の対面型の教育にございましたような児童生徒同士や教員と触れ合う中でいろいろ学び、身に付けていくような場面といったところの意義がより一層認識されたところではないかと考えております。

そこでICTを活用したオンラインと従来の対面型という、二つのスタイルの最適な組合せというものをハイブリッド教育という形で、GIGAスクール構想推進本部の中でも具現化に向けて力を注いで取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

それではもう一つオンラインについての小さい質問なのですが、本会議でデジタル教科書を導入ということを御答弁の中でおっしゃられたと思うのですけれども、これは指導者用ということで、学習用のデジタル教科書の導入というのは考えられていますか。

木屋村学校教育課長

ただいま吉田委員から、この9月議会で指導者用のデジタル教科書についての答弁があったので、それに合わせて学習者用のデジタル教科書についての御質問を頂いたところでございます。

学習者用のデジタル教科書でございますが、今、国でもどういう形で小中学校において効果的な導入を図れるかという検討委員会が設けられておりまして、本県におきましても、次年度タブレット端末等が全ての小中学校に導入されることもございまして、その活用についての検討は進めていきたいと考えております。

ただ、現時点におきましては、まずは指導者用のデジタル教科書を活用して、効果的な学習指導を進めていきたいと考えております。

吉田委員

学習者用というのは今から国で検討されるということで了解しました。

もし、導入されたときに教科書検定とかがどうなるのかという疑問が少しありましたのでお聞きしました。引き続き、国の動向を気を付けて見ていきたいと思います。

最後の質問です。

人権教育についてなんですけれど、新型コロナウイルス感染症のことで感染者や御家族、濃厚接触者、医療従事者までもが人権的にいろいろと差別を受けかねないような空気が徳島の中であったと思います。

その種類の人権教育と併せて、先日、犯罪被害者の権利を守る条例の勉強会に参加しまして、犯罪被害者に係る人権教育というのも大変必要で有意義であるということを知りました。

犯罪被害者に係る人権教育、新型コロナウイルス感染症関連の人権教育はどのように取り組まれているかということをお願いします。

濱田人権教育課長

ただいま吉田委員より、コロナ禍の中の人権教育についてということと犯罪被害者等の問題について、学校でどのようにしていくかという御質問でございました。

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、あるいはその家族であることを理由に、そういった人々を否定する誹謗中傷^{ひぼう}といった行為は決して許されるものではなく、この夏は感染も非常に拡大しておりましたし、差別、偏見の防止につきましては本当に喫緊の課題だと捉えております。

県教育委員会といたしましては、臨時休業中から学校再開に際しまして、新型コロナウイルス感染症に関しての一切の偏見や差別、いじめは許されないものだと指示してきておりました。

この夏、県内で感染が広がる中、県教育委員会の教育長からはいじめや偏見、差別の防止に向けて幼児、児童生徒、保護者、教職員、それぞれの目線に立った6種類のメッセージを発出したしました。

また、各学校現場においては、偏見や差別の防止に向け、子供たちの発達段階に応じて新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識の指導を行っております。その指導の参考となる部分といたしまして、偏見や差別の不合理性、人権の大切さを分かりやすく教材化

した、とくしまこころのサポート動画を作成して配信しております。

あと、犯罪被害者等の人権問題についてなのですけれども、犯罪の被害に遭うこと自体が本当に大きな人権侵害だと捉えておりますし、また新型コロナウイルス感染症等の関連もあるので、いわゆる二次被害、被害に遭われた方、あるいはその家族に対しての誹謗中傷^{ひぼう}もあってはならないと考えております。

徳島県人権教育推進方針の中に犯罪被害者に係る人権問題の理解や解決の必要性も掲げて、学校現場で指導しております。

その指導の方法といたしまして、県教育委員会が作成いたしました人権教育指導者用手引書、“あわ”人権学習ハンドブックと申すのですけれども、それを基に人権侵害の実態や学習の進め方、学習指導であったり、具体的な実践につながる内容を盛り込んで活用しております。

また、児童生徒につきましては、校種ごとにそれぞれの研究団体、研究会が発行している人権教育資料、いわゆる人権教育資料副読本がございますけれども、それを活用しての学習も適切に行っております。

あわせて、専門的な知見を有する人権教育指導員を各学校や市町村教育委員会の要請に応じて、子供たちや先生方の研修へと派遣するということで学びを共にしております。

そういうふうな形で一切の偏見、差別がないように、子供たちを育てる人権教育を推進しております。

吉田委員

新型コロナウイルス感染症については、教育長から6種類ものメッセージを発していただいたり、動画を作ったり様々に取り組んでいただいているようです。

犯罪被害者については、徳島県では年間2,000人という数字が勉強会で言われていました。新型コロナウイルスに感染した方と比べてもすごく多い数字です。多分いろんな二次被害に遭われている方もいらっしゃるに違いないと思います。

私個人の考えなのですけれども、そういう偏見やいじめをする側の子供の人権も多分十分守られていないから起こるのではないかと思います。全て温かい社会になればそういう人権問題も解決に近づいていくのだらうということやっていきたいと思っているのですけれども、教育委員会としても引き続き、年間2,000人という犯罪被害者の人権教育に取り組んでいただけたらと思います。

扶川委員

ここまで来ますとほとんど落ち穂拾いの段階ですが、それでも40分やります。

出された資料に補足でお聞きしますけれども、一つはJ Rの便の過密を減らすためにバスの運行という問題ですけれど、J Rとの交渉で早く増結をしていただくようにということで、ずっと県としても努力していただいているのですけれども、交渉経過とか何が問題になるのかとか、それをどう打開しようとしているのかということについてももう少し詳しく教えていただけませんか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

扶川委員から、JRの増結の継続について御意見を頂いております。

県教育委員会としましては、今年度に入り数回にわたってJR四国に増結の継続を要望してまいりました。

増結の継続についてJR側の返答としましては、予算や人員の問題があるというふうな答えを頂いておりますが、現実問題として子供たちが乗れない状況も見られておりますので、そこが改善されるように引き続き継続を要望していきたいと考えております。

扶川委員

予算、人員、バスのほうもずっと続けるわけにはいかない、しかしバスの予算をまたJRに全部放り込むというわけにはいかないでしょうけれどね。

どの程度の予算、人員が必要になるとJRは言っているのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

扶川委員から、どの程度の予算という話を頂いております。

要望に行った時にはそういった具体的な数字は頂いておりませんが、今増結している便もぎりぎりの状態で増結をしていると聞いておりますので、JR側としましても最善の努力はしていただいているかと考えております。

扶川委員

今度、JRが牟岐線の一部をDMVのほうに移してJRからは手放すと、財政が厳しいのはよく分かります。それをフォローする意味もあって、DMVを阿佐東線のほうで引き受けるわけでしょう。

必要なところには必要なお金を出すというのは自治体の仕事です。それからお金が足りなければ国に対して強力にものを言っていくべきです。

これは県教育委員会だけの仕事ではなく、もっと大きな話になると思いますので、知事部局にもお願いして、交通政策の面から国に対して強力に支援していただくようにもっとお願いをしてほしい、あるいは交通政策の面から県として過密対策も含めた予算措置をしてほしい、そういうあたりを要望していく必要があると思いますがいかがですか。

平井副教育長

公共交通機関の在り方に関する御質問を頂いたところでございます。

まず1点、増結の状況についてでございます。

三原教育幹のほうから御説明申し上げましたが、年度当初は車両が少なく乗車できないという状況が見受けられた事実がございまして、そういう状況を踏まえ、県教育委員会としていち早くJRに改善を要望したところでございます。

その後、路線につきましては増結が実現いたしておりまして、現在も増結状態が続いている状況がございまして。

したがって、その状態をこれからも維持していただきたいという要望を今年度に入りまして何度も繰り返しているという状況でございまして、ここは粘り強く要望していきたいと思っております。

扶川委員からお話を頂きました、こういったJ Rのダイヤや車両の在り方については、県教育委員会だけでなく県全体での問題ではないかというような御指摘かと思います。

その点につきましては、県教育委員会といたしまして県土整備部とも日頃より連携を図っておりまして、節目節目で連携してJ Rに県の立場、要望を伝えているという状況でございますので、そこもしっかりと行っていきたいと思っております。

扶川委員

知事部局と連携しているわけですが、県の政策として、もう少しこ入れをしていただくように、それから国に意見を言うていただくように、その点もお願いしたいのですがいかがですか。

平井副教育長

公共交通機関の在り方につきまして、今、県土整備部が中心になりまして、県を挙げて、徳島県、関係機関が一緒になって検討を進めている状況にあると承知しております。

そういう中で、今後、県としての考え、それから必要な場合は国に提言していくということになっていくのだろうという認識を持っているところでございます。

扶川委員

頑張っていたきたいと思えます。

次に、スクールカウンセラーについてはずっと増員が必要だということで、年々増やしていただいているということで認識しておりますが、このアンケートで少しお尋ねしたかったのは、登校への不安の中に、直接、新型コロナウイルス感染症が関係しているということで48.4パーセントもあるわけです。この数字が、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識が持てているかどうかということにも影響するのだろうと思うのです。

当然、学校において新型コロナウイルス感染症に気を付けましょうという話はするのだけど、過度に恐れないように正しく恐れるというような立場で教育をなされておられると思うので、これは意見でございますが、その点を強化していただきたいと思えます。

それで、いじめがないかどうかということですが、この点で気になるのが、先ほど犯罪被害の話が出ましたけれど、実際に犯罪被害に遭われた御家庭、それから新型コロナウイルスの感染を疑われたり感染した御家庭と学校との情報共有が十分されていて、それによっていじめにつながったりしないように、直ちに手が打たれるようになっているのだろうと思うのです。

県下でその対象となった子供、例えば新型コロナウイルス感染症だったらどのぐらい、犯罪だったら年間どのぐらいおいでになるのですか。

須見委員長

小休します。（13時59分）

須見委員長

再開いたします。（13時59分）

高畑いじめ問題等対策室長

スクールカウンセラーに相談が来た中でのデータを示しておるのですが、新型コロナウイルスが関連してスクールカウンセラーに相談した相談の中には、いじめにというような相談はございませんでした。

扶川委員

意図が十分に伝わっていなかったのですが、要は新型コロナウイルスによっていじめられたという例がなかったということだけしか分からないでしょう。

今、お尋ねしたのは、徳島県下で発生例が少ないということもあるからそうなのではないかと思うので、そうであれば今後もし都会のようにどんどん広がるような状況が起こったときには、差別意識なんかに基づくいじめが発生して、それがスクールカウンセラーの相談に反映していく状況というのも起きてくると思うのです。

徳島県でここに出て来る以前の段階として、実際に感染者のあった家庭のお子さんの状況というのを教育委員会が把握できているかどうか、それに対応していじめが起こったりしないような手が打っているかどうかというのは大事なことだと思うのです。

現実の数字として、この間、徳島県下で起こった感染者の関連で、そういう児童生徒みたいな対象はどのくらいあったのかということが知りたかったのですが、教えていただけますか。分からなかったら分からないでいいのですが、連携されているのであれば分かるのではないのですか。

それとも、御家庭のほうでそういうことは学校にも知らせずに秘密にしているから分からないということになっているのですか。そのあたりを教えてください。

須見委員長

小休します。（14時01分）

須見委員長

再開いたします。（14時01分）

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

扶川委員から、感染者と関連した濃厚接触者等の対応についてということで聞かれています。

徳島県内では2校の学校で感染者が発生しました。それに基づいて感染者の周囲、関連した児童として、数字は覚えておらず申し訳ありませんが、その学校では30人程度が濃厚接触者として判定されたと聞いております。

それ以外にも、徳島県におきましては感染者が多数出ておりますので、その関連といたしまして濃厚接触者も特定された場合がありますが、人数の把握はできておりません。

扶川委員

例えば、社会的に大きくアピールする格好になってしまって徳島文理大学なんかがそう

なりましたけれど、学生全部を調べます。それで、徳島文理大学に限りませんけれど、仮にどこかの学校が休校になったりします。

そうすると、どこかの子供が感染したのではないかと、誰それちゃんは入院しているというような情報がきっと流れるようになってくるでしょう。

そうなった段階で本当にいじめとか差別とかいうのが深刻化してくると思うのです。

それに対する備えというのをどうされているかということを確認しておきたかったわけです。そのあたりはどうかのですか。

濱田人権教育課長

先ほど扶川委員から、特に今般の新型コロナウイルス感染症に係る偏見、差別について実際に起こる前にどのような対処をしているのかという質問だったかと思います。

先ほどの吉田委員に対する回答の中にもあったのですが、県教育委員会といたしましては、事あるごとに新型コロナウイルス感染症に関しての偏見、いじめ、差別がないように、あつてはならないという文書を発出しております。

加えまして、この新型コロナウイルス感染症はややもすれば誰もがかかりやすい感染症であるということで、誰にとってみても当事者になり得る可能性があるのだと考え、子供たちに本当に身近な人権課題として、今はフィジカルディスタンスとして人と人との距離を離す時代ではあるのですが、自分も周りの人も心は離さずにしっかりと仲間意識、思いやる気持ちを持ってやっていこうという実践が、今の学校現場ではどんどんと増えております。また、そういった実践を助けるために動画を作ったり、教育委員会としても様々な支援をしております。

今、こういった危機ではあるのですが、逆にしっかりと学べるチャンスだと思って人権教育をしっかりと進めておりますので、御理解を頂ければと思います。

扶川委員

正に学べるチャンス、この機会を生かさない道はないと思うのです。

準備していた質問の時間を食ってしまいましたけれども、それでいじめのことを議論したかったのです。

今、世界的に、例えばアメリカでは黒人が射殺されて、それに対してものすごい人種差別問題に対する行動が起きています。日本でも新型コロナウイルス感染症に対して、医療従事者、患者、家族に対する差別が全国で起きましたし、徳島県下でも病院の身内に対する保育所預かり拒否みたいなこともありました。

実は、私の弟もあるタイミングで県外から介護で戻ってきていたのに病院に受入れを拒否されまして、保健所に連絡をとって是正させて、診察してもらったということもありました。

これは感染が誰にでも起こりうる、逆に言えば誰でも差別を受ける立場になるという、本当に恐ろしいことになるわけです。

議会図書室で本を借りて読んだのですが、これが面白い本でして目からうろこだったのですが、衝撃的なタイトルですが、ヒトは「いじめ」をやめられないというのです。

これはなぜかといいますと、そもそも肉体的にぜい弱なホモ・サピエンスというのは、集団で行動して身を守ってきたと。その集団の中で仲間に対する愛情や仲間から褒められる喜び、その集団に貢献する喜びとか、そういう社会性というものが育ってきた。それが人間の強みなのです。それが脳の構造、ホルモンの出方にも反映してきた。

ところがその一方、その集団を外敵から守ろうとする余り、内部から集団そのものを壊してしまうというふうに認知した邪魔者に対しては、役に立たずにただ乗りしている人間だということで排除する。これは言葉として裏切り者検出モジュールというのが頭の中にできて、その排除する気持ちというのが遺伝的に作られてきて、脳の中にもそういうものがあるのだということです。

ですから、まだ情動を抑える理性が十分発達していない子供はもちろんですが、大人になっても、今回のコロナ禍における自粛警察のように、独り善がりの狭い正義感に基づく差別、あるいは排除の行動を取ってしまうということはある。特に、子供の場合は未発達だから避けられない。

では、それを前提にどういう対策を取ればいいのかということを、最後のほうでいろいろと書いてあります。

事前に詳しく調べていただくようお願いしておりますから分からないと思いますけれど、分かればまた次の11月に向けてでも教えてほしいのですが、例えば制裁行動というのはそれに対して反撃される可能性があるときには起きない。だから、インターネットで起きるのは、自分が傷付くおそれのない匿名性の下でやるから、あれほど過激なことができるのです。

ですから、学校でいじめが起こる場合は見えない所、死角でやられるのです。

それで調べていただきたいのですが、監視カメラや防犯カメラというとプライバシーの侵害だという議論にすぐつながってしまいますけれど、これはその得られた情報をどう使うかによって侵害になるかならないかということが決まるわけで、例えば今の県下の学校の中で、この防犯カメラというものがどの程度活用されているのかということを、是非一度調べていただき我想います。死角をなくすということは非常に大事なことだと思います。

お聞きしておりませんでしたので、当然、今は分かりませんよね。またお願いしたいと思います。

それから、制裁行動に対しては反撃されたらやられるわけですから、これはアメリカなんかでよくドラマに出てきますが、特に高校あたりの中で警察官やガードマンみたいな人がうろうろしている。そういう人たちが暴力なんかを発見すると阻止するわけです。

日本ではそこまで必要ないのではないかという気もしますけれども、しかしこれから地域の方々が学校の中に入ってきて、いろいろなサポーターとして入ってこられたときに、いじめが起きていないか、暴力的なことをやられてないかという目配りをする仕事も是非やっていただけたらどうかと思うのです。

学校の中でも地域の子供たちに目が向けられることになると、それは大きな抑止力になると思うのですが、この点はどうですか。

扶川委員から、防犯カメラといったものについて、またデータのものはということで御質問を頂きました。

市町村立学校の中では不審者対策や安全対策の一環、児童の安全対策という観点から複数台のカメラを設置している、現在、数は分かりませんが、そういった学校もあるということは事実でございます。

そういったところと、いじめ、人権との兼ね合いというものはしっかりと考えていかなければならないところではございますが、安全対策の一環として用いるものについての有効性について調査することがありましたら、またそのことも含めて検討をしていければと考えております。

そういったところで、先ほど委員からも制裁行動とか、子供は未発達であるというところからいじめの問題というものがなくなるといようなことでありましたが、逆に子供は未発達、未成熟であるがゆえに、愛情といったものをしっかりと胸に抱くことができるという段階でもあるということも重ねて考えながら、人権教育には当たっていかなければいけないと考えて、教育委員会といたしましても、そういったところをしっかりと推進していければと思っております。

扶川委員

スクールサポーターの活用についても、そういう柔軟な使い方もあるので、検討していただきたいと思います。

それから、今おっしゃったことは正に後で言おうと思っていたことで、この方の本の中にもそう書いてあります。

人間の脳の中にはミラーニューロンという神経細胞があるそうで、これは他人の行動を見ただけで、自分がその人と同じ行動をしているかのように脳を反応させる脳細胞である。例えば、感動してもらい泣きをしてしまう、そういう共感能力があるわけです。これが社会を団結させる非常に貴重な感情で、これがないと、いわゆるサイコパスになって病的な方は犯罪に走るのです。これを育てることは非常に大事で、教育に役に立つと。

私も吉田委員と一緒に須見委員長もおいでになりましたが、徳島グランヴィリオホテルでの弁護士の話を聞いて、なるほどなと思いました。

ヨーロッパなんかでは、例えば犯罪被害者の事例なんかを教材の中に取り込んで、その共感能力を育てることで、いじめを抑えている、減らしているという実践をやっているそうです。是非これは取り組んでいただきたい。

幾ら教育長が手紙を出しても、メッセージとして手紙を出すのは大事なことです、親御さんや学校の先生方がそれを受けて、さあどうやって子供たちに分からせようかということで工夫されるのだらうと思うのですが、その言葉自体では子供への教育にはなりません。言葉では動かない。つまり、そういう気持ちに訴える具体的な教材なり、教育の中身が必要だと思えます。

もう一つ、時間的にはまだいけそうなので言いますが、先ほどのスクールサポーターの活用の仕方についての答弁をもう一回していただきたいのですが、ついでに言いますと、いじめや差別という勝手な制裁行動というのは、学校の中でこそいじめで済みますが、社会に出ますと犯罪として扱われます。罰則を受けたり、賠償金を払わされたりする

のです。

学校の中でも、犯罪に近い犯罪的な行動を行われた場合は、日本では比較的少ないけれども、欧米、特にアメリカなんかではどんどん警察官が現場に入ってきている。これは当然だと思います。

そういう意味では、警察の協力というものがあっていいと思うのです。

教育現場に警察官を入れることは非常に嫌われますし、元は私も余りそういうのは好きではない考え方に近かったのですけれども、今は少し考え方が変わりまして、警察官というのは社会の治安、安全、命を守るために頑張っている方なので、その方々が教育現場で、いかに悪いことをすることが良くないことであるということと、同時にそれによって自分も厳しい制裁を受けてしまうのだということを教えていくことが大事なことだと思います。それも是非活用していただきたい。

スクールサポーターの活用を幅広くやらないか、そこに巡回みたいなこともお願いできないかということ、それから警察官も折に触れて教育の中に犯罪だということを認識させるような内容を取り込めないか、協力してもらえないかということ、この2点を教えてください。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員から、警察との連携ということでお話があったかと思います。

今、手持ちで資料を持っていないのですけれども、確か平成31年に警察庁からいじめに係る問題への警察の関わりについてという、ちょっとタイトルは忘れてしまったのですが、そういった文章も発出されまして、それを受けて文部科学省からも警察との連携ということで、いじめ問題や青少年の健全育成についてしっかりと連携してというような通知もございました。

それで、警察との連携というのは随分前から取り組んでやっているところではあるのですが、もちろん目的は健全育成というところであるのですけれども、例えば犯罪に関わるようなことであれば、学校も警察に相談してというような取組は当然されておりますし、その平成31年の通知によって、より連携がしやすくなっているのではないかと捉えておりますので、委員がおっしゃるように、子供たちの健全育成のためには、学校だけではなく警察や関係機関と連携した取組というものが必要になってくると思っております。

小倉教職員課長

スクールサポーター等についてですが、スクール・サポート・スタッフであるとか、今回作った学びサポーター、学習指導員に限らず、例えばコミュニティ・スクール関連で地域の住民が校門での朝の挨拶の活動に加わるとか、今、いろいろな方が学校にいらっシャっています。

その中で、例えば学習指導員、スクールサポーターも補習業務、ティーム・ティーチングで支援に入るということで、放課後の生徒の状況、ティーム・ティーチングで入れば当然授業中の生徒の状況も見れます。

また今回、大学生の活用もしていますので、市町村立や県立の学校には、大学生の勉強のために空き時間があれば、是非学校のいろいろなものを見学させてくださいというお願い

いも個別にしております。そういった中で、先生と同じような手伝いをする方々として何かしら異変に気付く、何か状況の変化があればすぐに先生に相談するということは当然あってしかるべきですし、活用とまではいかなくとも当然に学校業務に携わっていただけるという形で、何かしらの見守りという効果もある程度考えられるのではないかと思います。

扶川委員

既にそういう予定をされているということなので、是非そのようにお願いしたいと思います。

また本のほうに戻りますけれども、いじめから取りあえず被害者を守る手立てとして、これも既にやられていることですが、取りあえずその集団の中から外に出すと。距離を置くことによって排除することが目的なのですから、いじめから身を守ることができるわけです。あるいは場合によったら、実際にこれもやられていると思いますが、クラス替えをして距離を置くということも大事なことです。

そこで、例えばこれから本格的に運用が始まろうとしているオンラインリモートを活用するのも大事なことだろうと私は思います。

例えば、有料サービスですけれども、塾に行けない子供にオンラインで行政が家庭教師を提供するという取組がマスコミで報道されました。こういうものがあるわけですから、それを無償で自宅で受けられるようにした上で、不登校、学校に来られない子には家で勉強していただくというのはありだと思います。

それから、学校の中で保健室登校みたいなことになっても皆が受けている授業と同じものを受けたい、見たいという子供には、保健室なら保健室にモニターを置いて、ほかの子から離れて、一日顔を合わさなくても同じ授業が受けられるということが可能になると思います。

そういう工夫を考えられたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま扶川委員から、いじめにあった場合にその集団から一歩距離を置いて違った場所で学びの場所をとるような、それから不登校の子供が保健室でというお話もありましたが、違った小集団の中での勉強できる場所でオンライン教育ができないかという御質問であったかと思います。

文部科学副大臣を座長とする魅力ある学校づくり検討チームの報告書というものが今年9月に発表されたのですが、その中に、ICTを活用した学習支援による不登校児童生徒への学習機会の提供は、学習の遅れが軽減されることで社会的自立につながることを期待されるというふうに記されております。

不登校の児童生徒が臨時休業中、例えばオンライン授業に参加したことを切っ掛けに登校し授業に参加できるようになったというような事例の報道もあったかと思います。

学びの継続については全ての子供たちにとって大切であると捉えておりますので、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保も必要であると考えております。

今後、何分なかなか事例がないことではありますけれども、先進県の取組等を踏まえな

がら、そういった不登校児童をはじめとする特別な事情のある生徒にとっての社会的自立というような観点から、オンライン授業をどのようにできるかということについては研究を進めていきたいと思っております。

扶川委員

是非、前向きに取組をお願いいたします。

低所得者の家庭の子供たち、貧困家庭の子供たちに対する教育とか、それから不登校になってしまっている子供たちに対する教育の中でオンラインを活用する際にも、先ほど吉田委員が指摘されたように負担が生じないようにするのが大事なので、そういう意味ではソフトについてもハードについても、それから塾なんかの家庭教師などを付けてあげる場合においても、負担が生じないような制度を設計していただきたいと思います。

まだ少し時間があるので一言、またこの本に戻りますけれど、ここで面白いのは、価値観がばらばらで個性的な人間が集まった集団ではいじめは起こりにくいということです。

それはそうだと思います。裏切り者を探すのにも誰が裏切り者か分からない、排除のしようがない、つまり個性を本当に大事にする教育を進めていくと、その延長線上にはいじめがない社会というものが実現するということです。

ただ、この方ははっきりと言っていますけれど、今、学校現場では果たしてそうになっているだろうか、例えば制服一つにしても、何でわざわざ画一的に均質性を演出しようとするのか、個性教育をするといいながらどうしてそうになっているのか、そうっていない学校もありますけれど、これは一つの問題提起だと思います。

徳島県下でも、茶色っぽい髪の色で生まれてきた子供を黒に染めさせるとか、下着の色まで点検するとか、そういう学校もあるというふうなうわさも聞きます。これは行き過ぎた均質化、集団主義だと思います。

これも次の11月の委員会で結構ですけど、こういう実態がどうなっているのか、県下で制服を採用している高校、小中学校、そうではない学校がどの程度あるのか教えていただきたい。どこまで子供たちを校則なるもので縛っているのかという実態を教えていただきたいと思います。

行き過ぎたところがあったら是正するべきで、個性化の教育には相反します。

軍隊というのは命令一過、上の者には逆らわず、自分の頭で考えず、突撃していかなければ戦争に勝てません。戦争が必要な状況ではそれは仕方がない。ですから、そういう暴力行使が必要な機関、それから消防のように一丸となって一糸乱れぬ行動をしなければ半ば命を落としてしまうような状況に置かれる集団では、それは仕方ない。

でも学校はそうではないと思います。そういう必要悪をわざわざ学校の中に残しているのは戦前の教育の名残りではないか、欧米では考えられないことなのではないかと私も思います。長い目で見ると見直していくべきだと思います。

例えば、今申し上げた制服の問題なんかについて、子供たち自身に議論をしていただくのも良い人権教育になるのではないかと思います。子供に決めさせるのです。子供が皆で議論して、やっぱり制服がいいではないかなればそうすればいいと思います。

随分昔の話ですが、向かいの委員と比べたら、私の娘なんかはもう30歳になりますけれど、その娘が中学校に通っていた時に、靴下の色は白でなければいけないと言われて、何

でそうなのか、おかしいではないかと。おかしいと思うのだったら署名運動でもして学校に掛け合ったらどうですかと言ったら、本当にやりました。署名を集めて交渉して、僅かな前進ですけど、黒靴下まで認めさせました。

そういう経験が本人にとってはすごくいい経験になって、今出版社に勤めていますけれど、いわゆる頭が柔らかい子供として育ってくれたと思います。

それから、人間で一番大事な能力というのは、これからの時代は機械で置き換えることができる記憶力や計算能力だけではない。それも要りますけれど、一番大事なのは人間関係を作っていくコミュニケーションだと。その中で、ほかの人間に対して要らざる偏見を抱いたり、差別をしたり、不要な攻撃をする、これは人間関係を壊していく、社会を壊していくわけですから、そういうマイナスの能力をどけていくような、そういう教育が必要なのだろうと思います。

ですから、個性を伸ばす教育をするためにも、是非、学校現場で子供たち自身に今起きていること、自分が着ている制服の問題、校則の問題から始まって、黒人の差別の問題、この間の小学校、中学校、高校の修学旅行でも意見させていただきましたが平和教育、人が戦争によって殺されるということはどういう痛みを伴うことなのかということを実際に肌で分かるような現場に行くのが一番いいのですけれど、戦争の現場に行くわけにいけないですから、戦跡を巡るとか体験者の話を聞くとか、あらゆる方法を駆使して共感能力に働き掛けて、それで身に付けて社会に送り出すようにすれば、長い目で見れば日本も平和国家になっていくのだろうと思います。今もそうですけれど、もっと平和を大事にする国になっていくのだろうと思います。

そのあたりの個性を大事にする教育というのを力強く進めていただきたいのですが、あと2分ほどしかありませんので、見解を一言お聞きしたいと思います。

濱田人権教育課長

ただいま扶川委員から、個性を大事にする教育に関連した御提言を頂きました。

特に学校教育、人権教育の中で、今おっしゃっていただいたことが本当に大切な視点だと捉えております。

県の教育大綱、それから教育振興計画の中でも、ダイバーシティ、多様性を認め合う教育を大きく掲げておりますし、学校の特に人権教育の中においても自分も他人も大切にする、自他の人権を大切にするといったことをベースに学習を行っております。

ただ、学校だけでなく社会全体を見てみると、まだ昔からのいわゆる因習、あるいは続いている偏見とか、子供たちへのそういった人権教育、学校教育の目標を照らし合わせた中でおかしいぞというふうなことも多々ございます。

小学生の発達段階に応じて、例えばあっていい違いやいけない違いとか、その発達段階に応じて教材を投げ込んで、子供たち自身が教材を見つけて話し合ってこれはこうだ、あるいは先生方とも交わってこれはこうしていく、ひょっとしたらなかなかすぐに答えが出ないかもしれませんが、そういった他人とのコミュニケーションを通じて何が大切であるのか、そういった学習を年間計画を基に積み上げてきております。

人権の学びは1時間、2時間の授業で全て分かるわけではございませんし、そのための計画もございますし、そのために着々と積み上げる教育でもございます。

扶川委員におっしゃっていただいたように、ひょっとしたら人間は本能的に排除する気質を持っているかもしれませんが、人間には理性がございます。学ぶ要素を持っておりま
すし、それが人権教育でしっかりとした人間に成長する部分だと思っておりますので、今
の御提言を参考にしっかりと人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

増富副委員長

扶川委員の素晴らしい演説の後で非常にやりにくいのですが、続けて質問させていただ
きたいと思います。

私を含めて委員長と二人ということで、昨日より1時間ぐらい早いような状態ござい
ますが、もう少しの時間ということで、私からは大きく2問について質問させていただ
きたいと思います。

まず、小中学校の管理職の再任用制度についてということで何点か質問をさせていただ
きたいと思います。

先日の徳島新聞の記事の中で、公立高校の管理職の再任用の記事が出ておりました。

その中には、県教育委員会は市町村立の小中学校を退職した校長など管理職を再任用す
る制度を2021年度から導入する。経験を有効活用し、安定した学校運営につなげるという
ような新聞の記事が出ておったわけでございます。

今までは管理職の先生が退職したら、再任用の場合、一般の教員として再任用してお
たという事例はずっとあると思うのですが、このシステムでは、例えば校長先生が3月に
退職しましたら、4月から校長先生として再任用できるというようなシステムであろうか
と思いますが、小中学校の管理職の再任用制度の目的、それからこのシステムの意義につ
いてお聞きしたいと思います。

小倉教職員課長

小中学校の管理職再任用制度の目的、意義でございます。

正に副委員長御指摘のように、管理職として実績を上げてきたマネジメント能力のある
先生について、再任用の制度が進んでいますが、従前は一教員として、教科書を片手に教
えるであったり、初任者の指導に当たるといった教員としての再任用の実例がありまし
た。

ただ今般、せつかく管理職としていい実績を上げてマネジメント能力を持っている方
であれば、再任用した際に引き続き管理職としての実績、マネジメントを期待したいとい
うことを考えている制度でございます。

また近年、採用の少なかった世代や教員の定年退職者の大幅増の時期のしわ寄せもあり
まして、管理職を希望する教職員が全体として減少傾向にございます。

こうした段階で優秀な管理職のなり手の確保ということにも資するため、この制度を導
入いたしました。

増富副委員長

令和3年度の再任用制度として教育委員会が出している分があるのですが、再任用方法
ということで、退職時に校長として退職した場合には校長、副校長、教頭に、副校長とし

て退職した場合には副校長か教頭に、教頭として退職した場合には教頭で再任用を希望するというような再任用方法が載っています。

この勤務時間、それから給料について、また管理職で退職して従来どおり一般職での教員としての再任用というのもできるのか、その3点についてお聞きします。

小倉教職員課長

まず、任用についてなのですが、教員が校長、副校長、教頭になるためには、それぞれの管理職の任用審査を受審していただいて、それに合格した者のみが管理職に昇進できるという仕組みになっております。

このため校長で退職された方は校長になりますが、教頭で退職された方は校長ではなく教頭として再任用と。また、質問順序が変わりますが、校長、教頭であれば教員の免許資格も当然ございますので、校長として退職された方が退職後の再任用は教諭をやりたい、あるいは教頭でもよいという希望を出された場合、そういった道もございます。

勤務条件でございますが、基本的に管理職になりますのでフルタイム勤務、1日7時間45分の勤務になることを想定しています。給料につきましては給与条例に定めるとおりの給料になります。

増富副委員長

今年度の3月退職者というのは県の小中学校で管理職として何人おられるのですか。

小倉教職員課長

今年度の今の管理職の退職予定者数でございますが、80名程度と承知しております。

増富副委員長

管理職の先生が退職するというところで、今回の再任用制度で何名ぐらい雇い入れする予定でありますか。

小倉教職員課長

再任用管理職制度の予定でございますが、現時点では制度の概要を周知している段階でございますが、登用数等はまだ未定でございます。

増富副委員長

管理職として長きにわたり働かれた先生が更に再任用され管理職として配置されるということで、学校現場からすると若手の職員からかなり煙たがられるというか不満が出てくるように、単純に私個人の意見として思うのですが、それよりも若い先生を早い段階で管理職にしてあげて、管理職ということでリーダー的な人材を作っていくというのも大事なことだと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

小倉教職員課長

まず、管理職の再任用制度について、増富副委員長の御意見も恐らくあるのではないかと

思っておりますが、制度概要を周知している現時点の段階ですと市町村教育委員会からはおおむね好感触を得ております。

また、再任用管理職を希望した方が全員再任用として管理職に就けるものではなく、改めてしっかりと選考を行うこととしておりまして、希望する全員が管理職として再任はされません。

当然、うまく学校経営をやってきた方、実績を上げてきた方という優秀な管理職をしっかりと選考いたしますので、副委員長の御指摘や一般の不安のようにマネジメント能力がないとか、学校の若手教員に非常に不満を持たれているといった教員がいるかどうか分かりませんが、必ずしも全員が採用されるものではありません。

一方で、御意見を頂きました若手教職員の育成というところは、県教育委員会としても、むしろ今までは若手教員の育成と管理職の将来の成り手となるリーダー育成を極めて重点的にやってきております。

ただ、どうしても教員数の減、また管理職になりますと担任を外れて子供との距離が遠くなるといったような悩みもありまして、どうしても管理職希望者が伸び悩むといった傾向もございます。

そういった意味で、県としましては今回のこういった管理職再任用制度を導入しましたが、並行してしっかりと若手人材、また管理職の成り手の養成といったものに尽力していきたいと思っております。

増富副委員長

いろいろ記事もあり、授業を見て駄目出しをしたり、けんかをする元校長、現校長の言うことを聞かない元校長たちとか、こんなしょうもないものもあるのですが、全員を再任用はできないということですから、どのような基準で選考するのですか。

小倉教職員課長

現在、再任用の要綱等を検討しておりますが、書類や面接での審査を予定しております。そういった中で、これまでの管理職としての実績を強く重視していきたいと思っております。

また、再任用管理職は正に培ってきた経験と実績があるはずでございますので、そういったものを基に、地域の小中学校で初めて校長、教頭となるような方々への助言やアドバイスといった先輩的指導、そういったものも期待しているところでございます。

増富副委員長

確かに、小学校、中学校の運営という管理職の役割というのは極めて重要なことでありますし、午前中にもいろいろあったのですが、地域との関わりにとっても、やはり長年管理職をしてきた先生というのはよく分かっていることがたくさんあるということで、この経験が大いに役立つということは多分間違いないことだと思います。

そして、国においては少人数学級ということで、正に今、議論が始まろうとしておるのですが、今後ますます優秀な教職員の確保が課題ということになってくるわけですが、今回の質問に取り上げたのですが、管理職の再任用制度をはじめ、引き続き教育現場を支え

る人材というのは広く登用していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、県内卒業生の就職状況について幾つか質問させていただきたいと思います。

9月24日に、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や雇い止めにあった人が6万人を超えたということで新聞報道もあったわけですが、同時に9月16日の新聞報道によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020年春卒業の大学生、高校生への採用内定の取消しが8月末時点で前年調査の5倍、全国で174人もあり、100人を超えたのは東日本大震災の翌年の2012年春以降8年ぶりということでございました。

県内の高校卒業者には採用内定取消しなどの影響があったのか、なかったのか。よろしくをお願いします。

木屋村学校教育課長

ただいま増富副委員長から、2020年春、令和2年3月卒業の県内の高校生について、採用内定していた者が採用内定取消しといった影響を受けていないかという御質問を頂いたところでございます。

まずは、その内容につきまして徳島労働局に確認してみましたところ、全国174名の内定取消し者のうち高校生が42名いるということでございますが、本県の高校生につきましては該当はないという確認が取れております。

あわせて、入社時期が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れているという報道もありました全国の高校生543名につきましても、本県高校生には該当はないということで確認しております。

また、高校を卒業してから高校の教員は採用のありました企業を訪問しまして、その後の追跡といいますか、その職場になじんで勤めているかという、訪問して直接声を確認していくような仕組みを行っておりまして、今後の就職のミスマッチも含めて、そうしたことがないように取り組んでいきたいと考えております。

増富副委員長

次に、現在の高校3年生について、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学校の臨時休業が長期化したということで、これは人生を左右すると言っても過言ではないということでございますが、生徒だけでなく指導に当たる教員にも大変大きな負荷が掛かっておるのではないかと非常に危惧されるところでございます。

今後、就職試験シーズンを迎えると思いますが、改めて今年度の教育委員会の対応について伺いたいと思います。

木屋村学校教育課長

増富副委員長から、今年度の教育委員会の就職に係る対応について御質問を頂いたところです。

まず、今年度の就職に係るスケジュールにつきましては、約1か月半遅れで学校が再開したことから、就職を希望する生徒が企業等に関する情報を収集する期間を確保するため、例年より1か月後ろ倒しした新しいスケジュールを各高等学校に通知しております。

また、その期間を活用し、生徒や保護者に十分な情報を提供しまして、より一層丁寧に対応するように指導、助言をしているところでございます。

なお、新しいスケジュールでございますが、来週10月5日から高等学校を通じ各企業へ応募書類を提出しまして、高校生は10月16日から就職試験に臨むことになっております。

また、最新の状況としまして、県教育委員会から各学校に直接訪問したり、一部電話等を通じまして、各学校での教員の負荷について状況を確認しているところでございます。

今のところ、例年どおり無理なく就職指導が行われているということで確認が取れているところでございます。

増富副委員長

最後にもう1点だけお聞きしたいと思いますが、コロナ禍で全国的に経済活動が停滞するような状況とはいえ、ウイズコロナ、アフターコロナ時代における地方創生の観点から県内で働く人材の育成は滞りなく進めていくべき重要な課題だと考えるわけでございます。

午前中に井下委員もおっしゃったように、いろいろなお話があったのですが、ピンチがあつて、そしてコロナ禍がやってきて、これを今後チャンスに変えていく、地方を見直していくことが非常に大事なことだと思います。

そこで、就職指導を含むキャリア教育の中で、例えば外部の人材を活用して有効な取組を考える、そして教育委員会では外部と連携してどのような取組を進めているのか、今後進めていくのかお伺いしたいと思います。

木屋村学校教育課長

ただいま増富副委員長から、就職指導を含むキャリア教育に関して外部との連携についてどのように取組を進めていくのかという質問を頂いたところでございます。

まず、本県につきましては、他県と同様に少子高齢化が進んでおりまして、県内の産業界をけん引する若手人材を育成するという観点で、教育委員会の果たす役割が大変重要になってきているかと認識しております。

そこで、教育委員会では徳島県キャリア教育推進協議会というのを設けておりまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校の代表、市町村教育委員会の代表、それから保護者でありますPTAの代表、そこに県内経済5団体の各代表を加えまして、外部と連携した取組を進めているところでございます。

取組の1例でございますが、児童生徒の職業観、勤労観を育成するとともに、児童生徒に県内企業にはどういう企業があるのか、そこではどのような仕事が行われているのかということを周知する目的で、企業の方を直接学校へ講師として派遣する出前授業を実施しておりまして、小学校から高等学校まで一貫したキャリア教育を図っているところでございます。

これは年々学校のニーズが高まっておりまして、昨年度の55校から19校増え、今年度は74校から派遣要請がございまして、ウイズコロナ時代の創意工夫ある開催方式としてオンラインでの開催も含めまして、今、準備を進めているところでございます。

県教育委員会としましては、県内で働く若手人材の育成について、知事部局とも連携し

まして、外部関係機関と連携を強化して、より一層努めてまいりたいと考えております。

増富副委員長

全ては最後のほうに言いました小学校から高校まで一貫したキャリア教育の充実を図ると、このことに対して教育委員会には一貫して頑張っていたいただきたいと思います。

須見委員長

何点かお伺いしたいと思います。

第2回、第3回の新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会の会議の概要が出ました。

検討委員会委員から出された主な四つの意見の中で、特に国府支援学校の機能強化についてお伺いしたいと思います。

国府支援学校の機能強化については、私の6月議会での一般質問において、ダイバーシティの先導モデルとして再整備すべきではとの質問に対しまして、教育長より学校の機能強化について来年度の事業着手を目指すとの御答弁を頂いたわけであります。

そういったスケジュール感を含めまして、第2回、第3回の在り方検討委員会において、どのような意見や提案がされたのか、改めてお伺いしたいと思います。

猪子特別支援教育課長

ただいま須見委員長から、国府支援学校の来年度の事業着手に向けての在り方検討委員会における意見や提案についての御質問でございました。

これまで、在り方検討委員会は3回開かれております。

その中で、国府支援学校につきましては、進行いたします施設の老朽化、それから児童生徒が増加してきておりますので手狭になっている、いわゆる狭あい化、これらへの対応のためにダイバーシティ社会形成の先導モデル校として機能強化をすべきという多くの御意見を頂いております。

具体的には、長年本県の知的障がい教育をけん引してきました基幹校である国府支援学校として、ウイズコロナ時代の新しい生活様式への対応、地域や企業と一体化したキャリア教育、知的障がい者の文化やスポーツ活動を充実させる、それから地域と連携した防災教育の推進、こういった機能についてダイバーシティ社会を先導するような新たな教育内容、そしてそれを支える施設や機能を備えた学校となるべきといった御提案を頂いております。

須見委員長

老朽化や手狭になっている、また機能強化を早急に行うべきであるといった様々な意見があったようですが、スケジュール感をしっかりと念頭におきまして、一般質問の答弁にありました10月の検討委員会の中間報告に向けて、議論をしっかりと深めていただきたいと思います。

そういった中において、8月24日の朝日新聞や8月26日の読売新聞などでは、現在の全国的な少子化の中におきまして特別支援学校の児童生徒が増加傾向にあるというような記

事を見まして、特別支援学校に通う子供がここ10年で約2割増加しているとの記事も見受けられます。

改めまして、徳島県内の特別支援学校の児童生徒数の状況について、また併せて国府支援学校における現状や今後の見通しについて、どのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

猪子特別支援教育課長

県内の特別支援学校の生徒数の状況、それから国府支援学校における現状、今後の見通しについての御質問を頂きました。

午前中の答弁にもございましたように、特別支援教育を受ける児童生徒は増えておりまして、特別支援学校が11校ございますが、こちらに通う児童生徒も増えております。

直近10年の児童生徒数の推移を見ますと、10年前の平成23年度には特別支援学校全体で860名、これが今年度の令和2年度には935名と75名増加しております。

これが毎年様に増加しているのではなく、例えばある年に30名増加すると次の年に20名減少すると、減少するような年もございますが、増減を繰り返しながら結果として全般的に増加していると、直近10年では毎年平均11名ずつ増加しているというような計算になっております。

障がいの別については、知的障がいが著しく増加傾向を示しているということでございます。

国府支援学校につきましては、かなり前になりますけれども平成10年度頃から一貫して増加の傾向が続いておりまして、平成10年度には全校生徒数204名、これが今年度の令和2年度は278名と一つの学校で74名増加しております。

国府支援学校の在籍者の今後の見通しにつきましては、在り方検討委員会の報告にもございますとおり、統計学的な知見を有する委員の方から、これまでの推移等を踏まえて予測すると今後しばらく在籍者数の増加傾向が続く可能性が高いという見解を頂いております。

須見委員長

県内の特別支援学校に通う児童生徒数は、増減を繰り返しながらも結果として増加しているとのことであります。

また、国府支援学校におきましても、今後しばらくは在籍者数の増加傾向が続いていく可能性が高いのではないかとということで、先ほどの在り方検討委員会でもありましたように、国府支援学校の機能強化は喫緊の課題であると考えております。

その中において、8月14日の読売新聞であるとか本日の毎日新聞の1面で出ていますが、国が特別支援学校の設置基準を来春にも策定する方針であるということが報じられました。

全国的な特別支援学校の児童生徒の増加数による教室不足の解消を促すこととなっておりまして、この中間まとめの講評の中にもあります設置基準を新たに定めることについて、徳島県教育委員会としてはどのように受け止め、またどのように対応していくのか教えていただきたいと思います。

猪子特別支援教育課長

国が定めるといふ方針を出しております設置基準について、県教育委員会の受け止め、また対応についての御質問でございます。

学校設置基準と申しますのは、御存じのとおり学校の設備、施設等について必要な最低の基準を定めた文部科学省令でございます。

校舎や運動場の面積、図書室や保健室など学校が備えるべき施設等の基準が定められておりますが、これまで特別支援学校については定められておりませんでした。と申しますのは、文部科学省のほうの考えとして、児童生徒等の障がいの状態に応じて必要となる施設や設備が様々であり一様に基準を設けるのは困難であるということで、これまでは定められていなかったというものです。

こうした状況の中で、先ほどの御指摘のとおり、8月14日の読売新聞で文部科学省が来春にも特別支援学校に設置基準を策定する方針であるという報道がなされました。

また、全国的な在籍者増加に伴う教室不足を背景として、現在開催されております中央教育審議会の中の新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、この9月28日、中央教育審議会答申案作成に向けた中間まとめの案の中に、「特別支援学校の設置基準策定が必要」という記述が盛り込まれたところでございます。

本県の特別支援学校におきましても、先ほど申し上げましたように近年在籍者の増加傾向がずっと見られております。

県教育委員会及び各学校におきましては、戦略的なハード整備をはじめ、これまで適切に対応してきたところではございますが、ウイズコロナの時代を迎えて、児童生徒の障がい特性に応じた新しい生活様式の実現が求められる今、国が設置基準の策定ということに踏み出すということは、県教育委員会としても非常に時宜を得たものであると認識しております。

そこで本県では、このような国の動向をこれからも注視いたしますとともに、現在開催しております有識者による特別支援学校の在り方検討委員会においても、最新の情報を共有しながら、今後の論議や取りまとめにタイムリーに反映させて具現化につなげてまいりたいと考えております。

須見委員長

教育委員会としても非常に時宜を得たものであると認識しているということでありまして、国の基準をいち早く具現化することは、私自身も大変に重要なポイントであるのではないかと考えております。

国府支援学校を県内の特別支援学校の先導モデルとしましての再整備、来年度の事業着手とのことでありましたが、この再整備にも国の設置基準をいち早く取り入れることが非常に大切であると思います。

そこで、報道にもあるように来春にも策定の見通しの国の基準に素早く対応するためにも必要である関連経費等において、11月補正予算での計上をしっかりと視野に入れまして、スピード感を持って対応すべきではないかと考えます。

ここは非常に大事な部分でありますので、できましたら教育長の所見を伺いたいと思い

ます。

榑教育長

ただいま須見委員長から、国府支援学校を県内の特別支援学校の先導モデルとして11月補正予算での計上を視野に入れてスピード感を持って対応していくべきと考えるが、教育長の所見をというお話でございました。

ウイズコロナ時代におきまして、本県の知的障がい教育を今までけん引してきました基幹校である国府支援学校の教育環境整備を進めることは非常に重要であると認識しております。

県教育委員会におきましては、今回、委員長から頂きました11月補正にという御提案をしっかりと念頭におきまして、6月議会で御答弁させていただきました来年度着手の前倒しを図るべく、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、できるだけ早期に児童生徒が快適な環境の中で自立と社会参加に向けた学習が進められるよう、県教育委員会を挙げて全力で取り組んでまいりますので、委員長はじめ委員各位の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

須見委員長

教育長より来年度の着手の前倒しを図りたいと、かなり踏み込んだすばらしい答弁を頂いたと考えます。

国府支援学校においては、国の動向をしっかりと注視いたしまして、国の設置基準を満たしたダイバーシティの先導モデルとなる機能を備えた学校になるように、スピード感を持ってしっかりと今後の取組を進めていただきたいと思います。

もう1件、お伺いしたいと思います。

スポーツ王国とくしまを目指す競技力向上について、お伺いしたいと思います。

事前委員会で頂きました教育委員会の点検・評価の34ページに、いきいき茨城ゆめ国体2019終了後、各競技団体に対しヒアリングを実施し、課題の抽出や分析を行うとともに強化策の検討を行ったとありますが、どのような項目でヒアリングを行い、どのような課題があったのか、またその課題に対して県教育委員会ではどのように取り組んで行くのか、お伺いしたいと思います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま須見委員長から、昨年度の国体終了後の競技団体とのヒアリングの結果、その後の取組についてという御質問を頂きました。

競技団体とのヒアリングでございます。

まとめますと、まず一つ目に、強化のためには県外遠征が重要であるので強化費の増額をお願いしたい。二つ目には、他県と比較して練習環境がぜい弱であるので競技場や備品等の充実をお願いしたいということ。三つ目に、トレーナーやスポーツ栄養士等のサポートが必要であるということ。四つ目に、選手の発掘、育成が不可欠であるということ。最後に、指導者の確保、適正配置をお願いしたいというようなヒアリングの結果を頂いております。

これに対する主な取組といたしまして、まず強化費の増額につきましては、NEO徳島トップスポーツ校強化事業の強化費を増額いたしまして、特に団体競技の強化を図ることといたしております。

2点目の競技場や備品等に関しましては、教育委員会としてはできませんので、こちらは未来創生文化部のほうで対応していただいております。

3点目のトレーナーやスポーツ栄養士等のサポートにつきましては、体育学校安全課で行っておりますユースアスリート科学サポート事業による医科学面からの支援を各競技選手に対して行っております。

4点目の選手確保のための取組等につきましては、まず徳島トップアスリート発掘・育成事業によりまして優れた素質を有する人材を発掘するとともに、各競技体験を通して未来の徳島から国際大会に出場し、そこで活躍できるようなアスリートを育成する事業を行うとともに、NEO徳島トップスポーツ校強化事業の指定校45校において中学生との合同練習や講習会を実施しまして、有望な中学生を集中強化し、県外に出て行かずに県内で育ってもらえるような取組を実施しております。

最後の指導者の確保、適正配置につきましては、午前中にも申し上げましたが、NEO徳島トップスポーツ校強化事業の指定校、若しくは県立鳴門渦潮高等学校の専攻実技種目につきましては、各競技での成績を残している指導者が継続的に指導できるような環境を整えているというところでございます。

須見委員長

様々な課題に対してしっかりと対応してくださっています。

徳島県スポーツ協会会長として飯泉知事から8月21日に、県内の競技団体の皆様へということで、いろいろ頑張っていこうという感じで出されているわけですが、今年度から3年間で抜本的強化期間と位置付けまして総額3億円の強化対策費を設けるとともに、新たに設置した徳島県国体対策本部を中心として有効な対策をタイムリーに実行し、皆さんの取組をしっかりとサポートしてまいりたいということも言われていますので、その点についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ、その競技団体のヒアリングの中で、指導者の配置と確保について様々な協会や連盟のほうから、中学校の指導者で経験を有する指導者が少ないのではないかみたいな声をよく耳にしますので、その点についてお伺いしたいと思います。

令和2年1月1日から施行されています運動部活動指導員人材バンクについて、どのような制度なのかお伺いしたいと思います。

吉岡体育学校安全課長

運動部活動指導員人材バンクにつきましては、県内の中学生の運動部活動の指導をしてもらう運動部活動指導員を確保するために、特に部活動のスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導を充実するものとして募集いたしております。

午前中にもお話をいたしましたけれども、現在48名に登録していただいております、主に中学校、高等学校を退職した先生方、特に在職中に部活動に力を入れて指導した経験がある方に登録していただいているというところでございます。

須見委員長

その人材バンクの指導項目の中には20種目、またその他学校が希望する種目ということで書いてありまして、人材バンクの登録した種目を見ていると、人材バンクの中には半分程度しかないという状況になっております。

48名の登録者の中で実際配置しているのは何名であるか、運用状況等についてお伺いしたいと思います。

吉岡体育学校安全課長

現在48名のうちの何名に指導に携わっていただいているのかという御質問でございました。

現在11名が中学校におきまして部活動指導員として活躍していただいております。

須見委員長

まだ始まって間もない制度なので、今後、広げていって全ての種目において人材バンクに登録されるようにしっかりと手を打っていただきたいと思うのですが、人材バンクの要綱の目的の中に、市町村教育委員会に紹介することを目的とするというふうに書かれております。

そういった観点から考えると、県教育委員会のほうから、現在これだけの登録があるのだけどうですかみたいな感じのプッシュ型で人材バンクの利用を促すのも一つの考えではないかと思っております、そのためにもこの人材バンクのどの種目で何人登録しているかみたいなことを市町村教育委員会なり、利用する全県下の中学校に対して、人材バンクのリストの共有が不可欠であると私は考えております。

多分、現状は県教育委員会ではしか預かっていないとは思いますが、この先利用を促進するためには市町村教育委員会、また県下の中学校に対してリストをしっかりと共有する必要があるのではないかと考えておりますので、その点についてお伺いします。

吉岡体育学校安全課長

ただいま、部活動人材バンクのリストの共有という御質問を頂きました。

現在は、委員長からの御指摘のとおり、県教育委員会のほうで持っております、市町村教育委員会からの問合せに答えるという形で対応しておりますけれども、公開可能な情報に関しましては市町村教育委員会と共有するという形は可能であると考えておりますので、そのあたりもししっかりと検討してまいりたいと思います。

また、できるだけたくさんの人材を確保したいという思いもございますので、退職教員だけではなく教育通信ふれあいひろばであるとか、各競技団体等にもしっかりとアピールして、多くの方々が登録していただけるような状況にしていきたいと考えております。

須見委員長

今、説明があったように、学校長から市町村教育委員会を経由して、県教育委員会体育学校安全課に照会が掛かって、マッチングした人材を紹介するという流れになっています。

ので、それを市町村教育委員会とか県下の中学校とリストを共有しておけば、そのスキームもある程度簡素化できるのではないかと思います。

いろいろ現場の声を聞くに当たってはハードルがすごい高いと。それはなぜかといったら教員が学校長にお願いして、学校長が市町村教育委員会にお願いして、初めて県に行く。それがきれいに上まで上がっていかないという状況もありますので、こういうリストが学校の手元にあれば、こういうものを見たのだけれど利用したいのだというところでハードルも低くなって使いやすいような仕組みになるのではないかと考えています。

人材バンクに関しては非常に良い制度だと思っておりますので、しっかりと活用されるような仕組みにハードルを下げていただきたいと思います。

あともう1点なのですけれども、当然予算がなければ利用できないと思いますが、部活動指導員配置促進事業というのを利用して、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつという持ち出しでやられているということなのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま委員長がおっしゃられたように、それぞれ各3分の1という予算で行っている事業でございます。

須見委員長

予算がなければ良い制度も運用していけないと思いますので、市町村教育委員会で予算取りをしていない所にもしっかりと案内していただいて、しっかりとした取組になるように頑張っていただきたいと思います。

先ほども申しましたように、リストの共有化というのはすぐにでもやっていただきたいので、スピード感を持って対応していただきたいと要望して終わらせていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（15時16分）